

令和6年第4回定例会

白子町議会会議録

令和6年 12月13日 開会

令和6年 12月19日 閉会

白子町議会

令和6年第4回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会議日程等の議会運営について	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○諮問第1号及び同意第1号の一括上程、説明、採決	12
○一般質問	14
宗 島 理 仁 君	14
高 山 隆 一 君	21
大多和 正 夫 君	28
秋 葉 広 行 君	36
前 田 充 浩 君	39
酒 井 良 信 君	44
大 塚 貴 充 君	51
○休会の件	61
○散会の宣告	61

第 2 号 (12月19日)

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	64
○出席議員	64
○欠席議員	64
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	64
○事務局職員出席者	64
○開議の宣告	65
○一般質問	65
今井滋則君	65
大多和正之君	68
大多和秀一君	74
市川隆子君	86
○議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第7号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	109
○発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	119
○閉会の宣告	122
○署名議員	123

令和6年第4回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和6年12月13日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会議日程等の議会運営について
日程第 3 会期の決定
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 行政報告
日程第 6 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算)
日程第 7 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(訴えの提起について)
日程第 8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 9 同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第10 一般質問
日程第11 休会の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 大塚 貴 充 君 | 2番 | 前 田 充 浩 君 |
| 3番 | 秋 葉 広 行 君 | 4番 | 高 山 隆 一 君 |
| 5番 | 長 島 誠 一 君 | 6番 | 今 井 滋 則 君 |
| 7番 | 大多和 正 夫 君 | 8番 | 梅 澤 哲 夫 君 |
| 9番 | 宗 島 理 仁 君 | 10番 | 酒 井 良 信 君 |
| 11番 | 今 関 勝 巳 君 | 12番 | 大多和 正 之 君 |
| 13番 | 大多和 秀 一 君 | 14番 | 市 川 隆 子 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	大矢務君	企画財政課長	齊藤貴人君
税務課長	田邊健治君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	石井宏樹君	商工観光課長	北田和弘君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	金坂潤一君
住民課長	増井角栄君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	三橋久美子君	教育課長	岩本洋之君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	三橋政明君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	田辺悦子
書記	三橋諒也	書記	鈴木貴文
書記	芦原潤	書記	畠山優也

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和6年第4回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、12番大多和正之君、13番大多和秀一君を指名いたします。

◎会議日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） おはようございます。

暑い夏から急に寒い冬となりました。今日はとても寒いですが、一つ温かいニュースがありますのでお知らせします。

今朝の千葉日報に、南白亀学校の児童が、アカウミガメの産卵調査をしたとの記事がありました。この活動を通じて地域の自然環境に触れ、ふるさと白子への愛情がますます増えることを期待します。

さて、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただきご苦労さま

でございます。

それでは、12月6日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます案件は、承認案件2件、諮問案件1件、同意案件1件、和解案件1件、規約改正1件、条例改正4件、補正予算5件及び発議案2件の計17案件であります。また、一般質問は11名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今定例会の会期は、12月13日から19日までの7日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日12月13日から12月19日までの7日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月13日から12月19日までの7日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、学校統合等に関する調査特別委員会委員長から、白子町小学校再編に関する提言書

の写しの送付がありました。お手許に配布の印刷物をご確認ください。

なお、学校統合等に関する調査特別委員会委員長から発言許可を求められましたので、これを許します。

学校統合等に関する調査特別委員会委員長、酒井良信君。

○白子町議会学校統合等に関する調査特別委員長（酒井良信君） 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、お手許に配布しました白子町小学校再編に関する提言書について、若干ご説明いたします。

学校統合等に関する調査特別委員会では、令和6年6月18日から各種調査を実施しながら、小学校再編に関する議論を進めてまいりました。町教育委員会とも意見交換したり、白子中学校敷地の現地調査をしたり、議員間でも協議・検討したりした結果、白子町の未来を背負う子供たちのため、よりよい教育環境を目指し、小学校再編には検討の余地があるだろうと判断いたしました。つきましては、大きく6項目として提言書を取りまとめ、11月25日に御園教育長へ手渡しいたしました。詳細な内容は、お手許の提言書でご確認いただければ幸いです。

11月に4回実施された小学校再編に関する地域説明会や、12月6日に締め切られたパブリックコメントでの意見等も反映される形で今後の議論や準備が進んでいくことが望めます。白子町にとってとても大きな事業である小学校統合ですので、慌てずに、町民の皆様の見解、議会、教職員の皆様の見解をもっともっと聞いた中で事業を進めていただきたいと思っております。

説明は以上です。貴重なお時間をいただきありがとうございます。

○議長（梅澤哲夫君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところ、第4回議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

去る10月7日に一般社団法人プロモーション白子が設立されました。この法人は、以前より各方面で議論されておりました、いわゆるDMOであります。業務を開始するためのルールづくりや推進体制が整いつつあります。法人の目的は、観光関連事業者、地域住民、行政等の連携による白子町の地域資源を活用した観光振興に関する事業を行い、地域間交流、産業経済の持続的な発展と文化の振興に寄与することであり、定款には9つの取り組むべき事業が規定されております。

この目的の中の地域資源とは、観光に関するものだけではなく、農業、漁業、製造業、商業を含むサービス業の全てを包含する概念であり、町全体の産業経済の活性化が大きな目的・目標となります。そのため、この法人の設立時社員の本業は、観光業、農業、建設業及び商業に携わる者5名で構成されております。

いよいよ令和7年度から本格的な業務を開始されることとなりますが、この一般社団法人プロモーション白子が、今後、白子町の経済、産業の起爆剤、推進役としてしっかりとした歩みを進めていけるようサポートしてまいります。

次に、職員倫理規則について申し上げます。

昨年度から、県職員及び一部の市職員による情報漏えい、発注工事の談合事件が報道されており、関与した職員の検挙、懲戒処分などが認められております。本町におきましても、不名誉ながら、平成28年に元職員による公金横領事件が発生し、大きく報道されるなどしたため、地域住民の皆さんに大変ご心配、ご迷惑をおかけしたところであります。

この事件を受けて本町では、平成29年にコンプライアンスハンドブックを作成したところではありますが、これは注意事項を書き連ねただけのものであり、職員の行動に対するルールは定められていないのが現状であります。昨今、県内で発生している公務員の不祥事等を鑑み、現在、町の行政改革推進委員会において、職員倫理規則の素案づくりを行っております。この議論が終了し成案が得られれば、正式に規則として制定し、職員一人一人に役場職員としての立場を再認識させ、地域住民に信頼され負託にしっかりと応えられるよう、教育、指導の徹底に努めてまいります。

最後になりますが、今回の第4回定例会におきましては、教育長の人事案、条例の改正案、補正予算案などについて上程させていただきました。議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます行政報告といたします。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の行政報告を終わります。

◎承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第6、承認第1号 令和6年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めることについてないし日程第7、承認第2号 訴えの提起の専決処分事項の承認を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、今議会に提案しました各議案について説明いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算）について、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年12月13日提出、白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてであります。

訴えの提起について、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年12月13日提出、白子町長、石井和芳。

これは総務課長から内容説明をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

承認第1号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算）の内容説明をいたします。

10月9日に衆議院が解散されたことにより、同月27日に、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査を緊急に執行する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算を令和6年9月30日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の専決処分による補正につきましては、歳入歳出それぞれ849万8,000円を追加し、歳

入歳出総額をそれぞれ53億9,161万円とするものです。

歳出より説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款総務費、4項3目衆議院議員選挙費849万8,000円を新設するものです。主なものは、衆議院議員総選挙に係る投票立会人等の報酬費や職員の人件費、ポスター掲示板の作成及び設置撤去委託料、8ページをお開きください。投開票事務費、事務機器等備品購入費など、選挙に要する費用でございます。

次に、これを賄う財源の歳入についてご説明いたしますので、6ページにお戻りください。

16款3項1目の総務費委託金、衆議院議員選挙費委託費770万2,000円、20款1項1目の繰越金79万6,000円を追加し、歳出を賄う財源とするものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

なお、9ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上で承認第1号の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、承認第2号の内容説明について、総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて内容説明をさせていただきます。

提出議案書の3ページをご覧くださいと思います。

議案書3ページですけれども、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和6年12月2日、白子町長、石井和芳。

訴えの提起について。

下記のとおり工作物撤去を含む土地明渡し、及び賃料相当損害金請求の訴えを提起するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

記載事項といたしまして、1、訴えの相手方の住所及び氏名、株式会社リックC・S・R、代表取締役、堀田光晴。

2、請求の要旨。訴えの相手方は、令和2年3月26日から、町有地を占有権限なく占有しており、賃料相当額を不当利得しているため、当該土地の工作物撤去を含む土地明渡し及び土地明渡し日までの賃料相当損害金の請求について訴えを提起するものである。

3、訴訟遂行の方針。（1）といたしまして、弁護士を訴訟代理人として定めております。（2）第1審判決の結果、必要があるときは上訴いたします。（3）訴訟の進行に応じて、必要があるときは適当と認める条件で和解することができるということでありませ

以上で承認第2号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由、内容説明が終了いたしました。

これより承認第1号 令和6年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 訴えの提起の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、1点確認させていただきたいんですけども、訴訟に至るまでの間ですけれども、相手方との話し合い、あるいは調整はどのように行われていったのかお伺いします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

先方の法人の代表者とは、昨年の住民監査請求が受理される前の2月の段階で、1回目の交渉、協議を行っております。その後、住民監査請求が提起され、監査結果が町長に対して監査委員から通知されました。その後に法人の代表者ともう一度協議をしております。

その後、こちらといたしましては顧問弁護士と相談をして、いろいろと協議をしておったんですけども、先方も7月の段階で顧問弁護士を選任したということで通知があり、その後は弁護士同士の交渉を行っておったところでありまして、12月2日の段階で、本町が委任しておる顧問弁護士が裁判所と協議をした結果、12月2日に提起する手続が調ったと

いうことで提起したというような経緯でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） もう一点確認をさせていただきますけれども、工作物の撤去、あそここのプール跡地になりますけれども、どんな工作物があり、どのような撤去を求めていますか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

あちらにあるのは、コンテナが7つですね、それから小屋が3つあるというようなことになっておりまして、こちらについては先方の法人が持ち込んだものということになっておりますので、これらを撤去し、元の段階に、こういったものを持ち込む前の状況に戻して明け渡していただきたいと、そういう趣旨でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 1つだけ確認したいんですけれども、12月2日に専決をされておるんですけれども、今日と13日には議会が開会される予定となっております。10日間の間隔があるんですけれども、なぜそんなに急いだのか、また、2日にする必要があったのか、その辺の内容をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、弁護士間での協議が進んでおった上で、これ以上の進展がないというこちら側の顧問弁護士の判断、それによって提訴の準備を裁判所とやっておったんですけれども、その準備が、証拠書類も含めて12月2日に整って、提訴してきたということでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 整ったのは分かるんですけども、それほど、要は議会の、今日採決してもいい話であって、それほど急ぐ要点があったのかという、その辺をちょっと確認したいんです。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 訴訟の具体的なそういった手続については我々も詳しくは分かりませんが、いずれにしてもタイミングと申しますか、弁護士さんのほうでは訴えを起すというときに必要な関係書類、証拠書類、こちらからいろんなものを提案しておりますが、そういったものが認められるかどうかというのを事前に裁判所等と相談した上で、これが受理可能な状況になったという時点で訴えを提起するというようなことでございます。

なお、あらかじめ議決を採って提起するという手段と、やはり専決処分になってしまう、要は訴えが先行してしまうというのは、全国的な事例なんかを見るとどちらもあり得るケースであって、本町の場合は、議決を採る前に弁護士さんの判断で提訴したということがございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 流れとしては、弁護士のある程度の意向の関係があると思うんですが、今後については、やはり議会が直近にあるとしたら、そういう中での採択というものもする必要があるだろうというふうに考えますので、この辺はまた今後、そういう点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎諮問第1号及び同意第1号の一括上程、説明、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてないし日程第9、同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年12月13日提出。

白子町長、石井和芳。

記載のとおり、氏名、代市伸江。住所、白子町幸治3215番地。生年月日、昭和32年5月29日。再任をお願いするものです。経歴は経歴書をご参照ください。

同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命についての同意を求めることについて。

次の者を白子町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年12月13日提出。

白子町長、石井和芳。

記載のとおり、氏名、御園正二。住所、白子町古所3435番地。生年月日、昭和33年9月2日。再任をお願いするものです。経歴は経歴書をご参照ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることと決定いたしました。

次に、同意第1号の採決に入る前に、御園正二君の退席を求めます。

(御園正二君退席)

お諮りいたします。

同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、これを同意することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

御園正二君の入場をお願いいたします。

(御園正二君入場)

ここで御園正二君より挨拶があります。

教育長、御園正二君。

○教育長(御園正二君) 議会中の貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは石井町長の推挙によりまして、議員の皆様からご同意をいただき、大変ありがとうございます。改めて職責の重さを実感いたしますとともに、身の引き締まる思いでございます。白子町教育大綱の理念である「郷土を愛し心豊かでたくましい人材の育成」に基づき、教育行政の運営に全力で取り組んでまいりたい決意でございます。

白子町教育委員会では、現在、子供たちにとって最適な教育環境を整え、豊かな学びづくりのために、3小学校の再編について準備を進めているところでございます。議員各位にお

かれましては、ご理解とご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

加えて、教育の根幹は人づくりであり、その基盤となるものは、学校、家庭、地域など社会全体です。人生100年時代を迎え、白子町に暮らす町民全員が健康で心豊かに過ごせるよう、芸術、文化、スポーツに親しむ機会の充実など、生涯学習の充実を図ることにより、学校教育と生涯学習を両輪に据えた取組を推進してまいります。

最後になりますけれども、白子町教育の充実発展に微力ではございますが、誠心誠意努めてまいりたいと思います。どうか議員の皆様からの一層のご指導、ご鞭撻とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、石井町長をはじめ町執行部の皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ありがとうございます。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 次に、日程第10、一般質問を行います。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 皆さんおはようございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

初めに、スポーツを核とした地域活性化について伺っていきます。

スポーツは、人々に夢や感動を与えるすばらしい文化の一つです。心身の健全な発達や健康の保持増進に役立つとともに、スポーツを通じて住民や地域間の交流活性化の促進が期待できるなど、明るく活力のある社会づくりの大きな原動力となります。そして、その中でも、子供たちがスポーツに親しみをもち、体力をつけることで人間が発達成長し、創造的な活動を行っていくことにつながっていくかと思ひます。

体力向上のためには、まず児童生徒がスポーツをすることが好きになることが必要かと思

います。また、運動神経は、幼児期から小学生の時期に急激に発達すると言われていています。この時期に、遊びやスポーツを通して体を動かすことにより、様々な動きやバランス感覚を身につけることが重要です。

さらに、生涯スポーツを推進していく面では、成人がスポーツをする主なきっかけに「子供の頃からしているから」が挙げられます。幼児期にスポーツを始めるきっかけを示し、興味を持たせる必要が重要です。

そのような中で、鴨川市では、青少年のスポーツ活動を促進するため、予選大会、選考会等を経て、中央競技団体が所管するスポーツの全国大会や、国際大会に出場した市内在住の小中学生、高校生等へ奨励金を交付し、応援する制度を創設しました。全国大会に出場を果たした個人には1万円、市内に活動拠点を置く団体には5万円を支給し、海外開催の国際大会の場合は個人3万円、団体15万円となっています。我が町でも、スポーツ及び文化の振興を図るとともに、子供の夢とチャレンジ精神の育成に資するため、導入を検討すべきかと思いましたが、見解を伺います。

また、青少年のスポーツ活動において、現状はどのような支援を行っているのか伺えればと思います。

次に、フードリボンプロジェクトの普及啓発における包括連携協定について伺います。

まず、フードリボンプロジェクトとは、一般社団法人ロングスプーン協会が立ち上げたプロジェクトで、子供たちがいつでも安心して食事ができる場所を増やすことを目的としています。

フードリボンプロジェクトの仕組みは、飲食店を利用するお客さんが、子供1食分として1つ300円のリボンを先払い購入して店内に掲示します。その後、子供たちが掲示されたりボンを1つ手に取り、お店の人に渡すことで、その店で1食分の食事を利用できます。

厚生労働省の2022年国民生活基礎調査の概況によると、日本の子供の貧困率は11.6%で、これは子供9人に1人が貧困状態にあることを意味しています。こういった子供たちは、毎日の衣食住に事欠く絶対的貧困とは異なりますが、経済的困窮を背景に、教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

子供たちが、「今日の一食」や安心して行ける場所を必要とする理由は様々にある中で、子供たちに対しても、安定して食事を届けるためのフードリボンプロジェクトの理念に賛同し、白子町でも、居酒屋かなべやさん、そば処川岸さんでスタートしました。しかしながら、プロジェクト自体の認知度向上が課題であり、参加飲食店の増加と利用する子供たちへ

の周知が課題になっています。

そのような中で、大阪府泉大津市や香川県宇多津町をはじめ全国の自治体で、一般社団法人ロングスプーン協会とフードリボンプロジェクトに関する包括連携協定を締結し、官民連携で普及啓発し、一つでも多くの飲食店事業者に参加と地域の方の賛同を増やすことで、フードリボンプロジェクトの普及を図っています。

子ども食堂の数は徐々に増えていますが、毎日開催している食堂は少なく、食事を提供できる機会が限定的であるため、今食事を必要としている子供への提供機会の増加を図ることを主な目的とし、子ども食堂を補完することができるフードリボンプロジェクトに、官民連携で取り組むことが我が町においても必要であると思っておりますが、見解を伺います。

以上、2点について伺います。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員のご質問にお答えします。

まず、1点目のご質問については教育委員会から答弁をしていただく予定でございます。

2点目のフードリボンプロジェクトについてですが、こちらは私からお答えいたします。

フードリボンプロジェクトは、「地域の子どもたちの「今日の一食」を地域で支える」、この理念に商工会青年部が賛同し、普及活動を開始したと伺っております。町といたしましては、広報紙やホームページ、SNSを活用して、本プロジェクトの目的や仕組み、実施店舗の紹介等について支援できればと考えております。

今後は、飲食店にとどまらず様々な業態の店でフードリボンが利用できるよう、実施店舗の拡大や商工会会員の情報発信等、商工会青年部が中心となり、本プロジェクトの推進を図っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 青少年のスポーツ活動を支援するための奨励金支給導入と、本町の支援の現状について、宗島議員のご質問にお答えさせていただきます。

鴨川市が青少年スポーツ活動を支援するために、国際、全国大会に出場した小中高生に対して奨励金を支給するという取組は、確かにスポーツ振興の一環として注目されるものでございます。しかしながら、本町において同様の制度を導入することについては、慎重な検討が必要であると考えております。鴨川市の例では、個人が全国大会に出場した場合、先ほど

も宗島議員のほうからお話がありましたように、1万円、国際大会の場合、国内開催では2万円、海外開催で3万円と支給額を定めている。また、奨励金制度を導入した他の自治体においてもほぼ同額の金額となっているというところでございます。

なお、長生郡市管内におきましては、確認したところ、奨励金制度を導入している自治体はございませんでした。

現在、本教育委員会が奨励金制度を導入していない理由につきましては、1点目に、奨励金の支給が本当に必要かどうかという点でございます。金銭的な支援になりますので、選手にとってはありがたいと思いますが、奨励金を支給することが、保護者、選手個人のモチベーションや成績向上、スポーツの振興に必ずしも直結するものではないと考えているからでございます。

2点目に、奨励金の支給対象者が限られることが挙げられます。当然、全国大会や国際大会に出場できる選手は限られた人になりますので、一部の選手に偏った支援策となり、地域全体の青少年スポーツ活動の充実、振興につながらないのではないかと懸念をされております。また、せっかく制度を導入しても対象者がいないという可能性もございます。

3点目に、スポーツ振興施策の優先順位です。町の限られた予算となりますので、一部の選手への支援ということではなく、全ての子供たちが平等にスポーツを楽しむ環境を整えられるよう、まずはサッカー場や少年野球場等の体育施設の修繕料等に優先的に充てていくことが重要ではないかと考えております。

次に、町のスポーツ振興を図るための現状の支援策についてご説明をさせていただきます。

各種スポーツ団体で組織するスポーツ協会へ、令和6年度は140万円の補助金を支出しております。そのうち、少年野球をはじめとする6つの少年競技団体への助成金という形で、計74万4,000円の支援を行っております。また、町内の小中学生が各種大会で優秀な成績を収めた場合は、毎年3月に教育委員会から優秀選手へ表彰状を授与し、併せて記念品に代わるクオカードを贈呈しております。

なお、この表彰はスポーツだけに限らず、学芸部門も含め、書道や作文、絵画等のコンクールで優秀な成績を収めた児童生徒も対象としております。表彰基準は、子供たちにとって励みになるよう、比較的緩やかで、町独自の表彰基準を定めており、令和5年度は、スポーツ部門で優秀選手として小学生17名、中学生7名を表彰いたしました。

町のスポーツ活動の振興を図るため、ただいま申し上げたような形で支援を行っているところですが、今後も継続してスポーツ活動を支援し、健全な育成環境を整えていくために努

力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。

まず、スポーツを核としたまちづくりの再質問をさせてもらうんですけども、町では、白子町教育委員会から表彰をするということで、スポーツや学芸等各種大会で優秀な成績を収めた小中学生、去年は小学生が17人、中学生が7人というふうに表彰されたということで、表彰状授与とクオカードを渡しているということですが、まず、この白子町教育委員会の表彰で表彰された小中学生や、個人、団体ごとに各種紹介をして、もっと広報でPRをすべきではないかと思えます。現状は、私の知る限りですが、表彰の様子をインスタ等では掲載していますが、本人のインタビューであったり、今後の目標を載せたりと、もう少しパーソナリティの部分も工夫すべきかと思えます。

私たちが活躍する子供たちを知ること、そして私たちが町民、その子供たちを応援することで、子供たちの励みになることはもちろんのこと、白子町への愛着、誇りを高め、シビックプライドの醸成に寄与するかと思えます。まずその点に関して1点伺います。

もう一点は、白子町の教育の表彰の仕方、もう一点は、その中で全国大会出場や国際大会に出場する個人や団体は、表彰の内容であったり、金額を含めて工夫できるのではないかとと思うんですが、この2点について伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 宗島議員のご質問にお答えいたします。

1点目、子供たちが優秀な成績を収めた場合の周知方法でございますけれども、現在、可能な範囲で広報しらのほうに掲載をしているところでございます。今、宗島議員からもお話がありましたけれども、そのほかにも、各小中学校から自治会を通じて学校だよりを回覧してございます。その中で、地域の方々にも目に触れるよう周知しているところです。ただ、各種大会の成績結果あるいはそういった個人の細かいところまでは、なかなか掲載できていない状況ですので、そこに関しましては、また今後周知方法、こういった形で効果的な周知があるのかは検討していきたいと思えます。SNS等の発信も有効的な活用であるのではないかとというふうに考えております。

2点目、教育委員会表彰の中で、現在、優秀な選手、また、優秀な作品等、絵画等が表彰された生徒たちに、記念品としてクオカードを贈呈しております。現在、そういった形で、

幅広く、緩やかな基準で表彰しているわけでございますけれども、奨励金という形で、少額でも、記念品に代わるクオカードプラス、全国大会や国際大会に出場した場合、特に優秀な成績を収めた子供たちに対しては、奨励金という形で目録を贈呈することは可能だと思いますので、金額、どこまで大きくできるかはちょっと検討しなければならないんですが、そういった形で、この点については検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 表彰の仕方であったり、広報の仕方はもっともっと工夫できると思いますし、私たちが知ることで、子供を持つ親とすれば、この子頑張っているねと応援もしたくなりますし、地域社会の皆さんも地域の誇りとして子供たちをみんなで育てる一つの理由になると思いますので、ぜひともそこは検討をお願いいたします。

もう一つ、フードリボンプロジェクトに関して再質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、フードリボンプロジェクトに参加する飲食店のSNSであったり、町のホームページに掲載をしていただくというんですけれども、それと商工会青年部が中心となって活動を行っていくと答弁があったんですけれども、商工会青年部中心だけじゃなくて、もっと行政もホームページ掲載だけじゃなくて、前に動きのある動きをしてほしいということで再質問させていただきたいと思います。

このプロジェクトの認知度向上のために、包括連携協定を締結した泉大津市では、キックオフイベントとして、町内の飲食店や町民向けに、講演会の実施やプロジェクトに参画を検討している飲食店向けに相談ブースを開設したり、子供たち向けに、フードリボンを実際に使った食事や、ワークショップが提供されるイベントを泉大津市では実施しています。

我が町においても、このフードリボンプロジェクトの普及啓発に関すること、子供の貧困に関すること等の取組のために、このような展開を、町から積極的に動いてやってほしいんですけれども、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 宗島議員の質問にお答えいたします。

フードリボンプロジェクトに関しましては、非常に素晴らしい施策だと思っております。しかしながら、白子町といたしましても、子育て関係での経済的な支援や教育的な支援、様々な支援を今実施しております。それらを継続して実施していくことが、子供の貧困やフードリボンプロジェクトの意思に沿うのではないかと考えております。今後も、しっかりと、

子供の貧困を含めまして子育て支援の事業を実施していればと考えております。

また、フードリボンプロジェクトの件に関しましては、引き続き、白子町としましては、広報紙やホームページ、SNS等で情報発信等していればと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） フードリボンプロジェクト普及に当たっては、子供の貧困問題とも強く結びつきますし、行政はいろんな対策をしているんですけども、その中の一つとして、大きくまたフードリボンプロジェクトに力を入れていってほしいと思っています。

最後に要望して終わります。

スポーツを核としたまちづくりに戻らなすけけれども、鴨川市の事例を見たときに、やっぱりスポーツに力を入れているなど、第一印象、思いました。こういう発表であったり、制度の内容を見れば限定的で、これ受賞する人少ないよねと思うんですけども、この発表でもっと白子町も見習うべきかと思えます。教育委員会で表彰された子供たちが、もっと全面的に応援できるような、そして広報できるような形を取ってほしい。そして、やっぱり全国大会であったり、国際大会に出場する子供たちは、お金じゃないかもしれないですけども、そういう激励金を渡すというのは、全国で、僕も今回調べて分かったんですけども、全国どこでもやっているということが教育長の答弁にあったとおありあって、その中でも、要綱って結構、全国大会、国際大会はあるんですけども、県大会ベスト8とか、そういうところもあつたりしてばらばらなところがあるので、そこは勉強して、白子町は白子町独自の、もっともっと子供たちに温かい表彰の仕方であったり、奨励金の渡し方を検討していってもらえればと思えます。

フードリボンプロジェクトは、子供の貧困に直結する問題だし、次世代にも連鎖します。親の収入が少ないと、子供が十分な教育を受けることができず、子供が進学を諦めたり、就職のチャンスが乏しくなったりすることがあります。そのため結果として、子供が大人になっても収入の確保が困難になり、親から子へ、子から孫へと連鎖して貧困から抜け出せなくなるおそれがあります。地域社会全体でこの貧困の連鎖を断ち切り、子供たちの未来を応援する必要があるかと思えます。その一助、その一端となるフードリボンプロジェクトの普及を、飲食店事業者や私たち商工会青年部、そして行政がこれから連携して、行政も前に、一生懸命やってもらえればということをお願いして終わります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で9番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

◇ 高 山 隆 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 通告順に従い、これより一般質問を行います。

1項目として社会福祉協議会との連携について伺います。社会福祉協議会の活動については、毎年多額の補助金を使用され職員が派遣されているが、それは適正なのか、その補助金で足りているのか伺います。

社会福祉協議会は、多数の関係機関の参加、協力の下、地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することができる福祉のまちづくりの実現を目指し、様々な活動を行っている機関であります。

高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、訪問介護、配食サービス等の地域の特性を踏まえた事業に取り組んでおります。地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育ての親子が集えるサロン活動も進めており、ボランティア活動参加を積極的に啓発しておりますが、問題点があるのではないかと思います。見解を伺います。

次に、2項目として空き家調査について伺います。空き家調査についての現在までの実施状況と今後の対策、対処について、どのように進めていくのかを伺います。

3項目として、小谷村との今後の交流方法について伺います。

コロナ対策など、各種イベントが中止されておりますが、今後の小谷村との交流の方法について伺います。あわせて、現在、姉妹都市町村としての小谷村がありますが、新たなる姉妹都市としての外国の都市や、日本の地方の交流を考えているのか伺います。

4項目として、消滅可能性自治体について。

今年6月の議会で、白子町が消滅可能性市町村になったことから、町では委員会を立ち上げて対応するとありましたが、その実施と結果、今後の取組について伺います。また、現在までのこれに対応するために実施された行政視察など、参考となる自治体等ありましたら、その内容について伺います。

以上4項目、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 高山議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、社会福祉協議会との連携についてのご質問でございますが、社会福祉協議会の活動につきましては、町が補助金を交付する関係上、予算編成時に事業の詳細な聞き取りを行い、事業内容を精査した上で補助金を交付していますので、活動内容の把握はできていると思われまます。

社会福祉協議会の連携につきましては、事業の実施状況、実施結果など定期的に報告を受けており、相互の協力が必要である事業については両者で協議を行い、連携して対応するなど、町と社会福祉協議会の連携は図れているものと考えております。

社会福祉協議会は、町から補助金等により、地域住民が地域で必要な福祉サービスを環境や年齢及び心身の状況に応じて適切に受けられるような様々な援助活動を行っております。

町補助金が交付される事業としましては、法人運営事業、紙おむつ支給事業、地区社会活動事業などを実施しており、町補助金については、主に人件費に充てられており、令和5年度の町補助金額では3,154万7,886円でありました。現在、社会福祉協議会の職員は、社会福祉協議会職員8名、町からの派遣職員2名、合計10名で運営されております。

先ほど、主な事業について説明しましたが、これらの事業のほか、町から受託事業として、包括支援センター運営事業、外出支援事業など、事業量は年々増加しており、それに伴い人手不足が憂慮されていますが、町職員を派遣し運営することができていますので、職員の派遣については適正と考えています。

2番目の空き家調査に関することについてでございます。

空き家対策の状況といたしましては、令和5年4月に施行されました空家等の適正管理に関する条例に基づいて、白子町空家等対策協議会を組織し、現在、補助事業を活用し、空き家実態調査を行っているところです。調査データの整理を進める年度内には完了の予定であります。令和7年度には、実態調査の結果に基づき、空き家の予防、利活用、解消を目標とする空家等対策計画の策定を予定しております。

空き家の今後の利活用につきましては、先ほどの調査データの外部利活用の可否を含めた検討を進めるとともに、現在、2社の民間業者と空き家利活用の協定を既に締結しておりますので、民間事業者と協力しながら空き家の解消に向けて努めてまいります。

次に、小谷村との今後の交流方法についてということのご質問でございますが、本町から

小谷村への交流については、例年5月3日に開催される塩の道祭りに参加しております。今年も、教育長をはじめ新規採用職員や、小谷村を訪問したことがない職員等総勢16名で小谷村役場を訪問し、職員同士の意見交換等、交流をさせていただいております。また、以前は小谷村にて小中学生を対象にスキー交流教室を実施しておりましたが、現在は中学生を対象としたイングリッシュキャンプを実施しております。

小谷村からの本町への交流につきましては、私の就任前は、イカダのぼり大会に参加していただいておりますが、事業中止になり、現在は小谷小学校の修学旅行先として受入れをしており、今年は南白亀小学校との交流を行いました。

今後の交流につきましては、現在行っている事業を継続するとともに、姉妹都市を締結して30年を迎え、長期間にわたる交流活動を通して相互の顔の見える関係をさらに深め、友好関係の発展につながるよう努めてまいります。

それから、ほかとの交流がというお話がございましたんですけれども、現在、いろいろなところと接触していることもございます。例えば、東京都の江東区との接触も、あちらの湾岸まつりとか、そういうところにこちらから白子の業者が出店したり、いろいろな交流をしているところがございます。こういう形で、小谷村だけじゃなくて、ほかのところとの交流も、今後はいろいろ進めていければというふうに考えておる次第でございます。

それから、次に第4点目でございますが、消滅可能性自治体についてのご質問でございますが、本町が消滅可能性自治体に指定されたことを受けまして、6月に人口減少問題を全庁的な体制で検討協議する、白子町持続可能性向上施策推進委員会を立ち上げました。総務課長を委員長として、各課等から1名以上の職員を選出し、管理職から若手職員まで年齢に関係なく幅広いメンバーで構成し、職員以外にも地域プロジェクトマネージャーや地域活性化起業人にも参画してもらっております。

企画財政課を事務局とした20名体制にて検討を行いました。各メンバーを4班に分け、話し合いを重ね協議した結果、分譲地建設や企業支援、それから移住者支援の拡充などの様々な提案がありました。来年度からも、取り組める事業については迅速に着手するよう指示をするとともに、第3期総合戦略の施策にも反映させてまいります。

人口減少に関する課題は、一朝一夕には解決できない構造的な問題であり、その対策については総合的な取組が不可欠であるということを、全庁を挙げて人口減少対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 再質問させていただきます。

1項目の社会福祉協議会の件につきまして、白子町社会福祉協議会の事業に6項目あるというお話がありましたが、次の6点について伺います。

1つとして、住民の地域福祉活動に対する支援として、どのような活動があり、どのような支援があるのか。

2つ目として、ボランティア、町民活動の推進支援として、ボランティアの減少対策とどのような町民活動の支援が必要なのか。

それから3点目として、地域での生活支援に向けた相談、支援活動、情報提供や連絡として、生活支援の内容、情報提供や連絡等、どれくらいあったか伺います。

4点目として、経済的な支援を必要とする方に対する生活資金の貸付けについて、年間の数値と金額、返済方法と、全額返済されているのか伺います。

5点目、日常生活自立支援事業、判断能力に不安のある方に対して、どのような福祉サービスの利用支援なのか伺います。

6点目として、介護サービスなどの多様な住宅福祉サービスの提供について、訪問介護サービスは狭く限定されているそうですけれども、多様な提供が可能であるのか伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 高山隆一君に申し上げます。

初期質問と、今、再質問の中で、内容がちよっといかがかと思うんです。

今、最初、行政の質問であって、今の再質問は社会協議会のということで、質問内容がちよっとずれがあると思いますが、違いがあるので、その辺を……。今の再質問の社会福祉協議会についての質問は、現時点で受けられないということで。

○4番（高山隆一君） 参考までにちよっとお伺いしたかったんですけれども、社会福祉協議会ということで、これは健康福祉課から見た内容的なもので、この内容についてどのような考えであるのかお伺いしたいと思ひまして質問したわけなんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、高山議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、住民の地域福祉活動に対する支援、どのような活動か、また、どのような支援かというご質問なんですけれども、住民の地域福祉活動としまして、まず高齢の単身世帯

の方、また、高齢者のみの世帯の方が年々非常に増加しております、それに伴いまして寂しさや不安を抱えて暮らす方が増加しております。こういった方々の寂しさや不安を解決するため、住民同士が気軽に無理なく集える交流の場として、フレンドサロンや夢サロンといったサロン活動づくりの場を現在推進しております。

サロンの支援の内容ですけれども、利用者も、ボランティアの方も、一緒に楽しい時間を過ごす気軽な集いの場でありまして、サロンそのものが利用者にとって家以外の居場所になりまして、こういった方々のニーズ発見や、地域住民の助け合いを生み出すつながりの場となっております、地域住民主体の様々な支援に結びつく場となっております。

続きまして2点目、ボランティア、町民活動の推進支援、ボランティアの減少対策はということなんですけれども、現在、ボランティアの減少対策としては、ボランティア養成講座を中学生から高齢者まで様々な年代の方を対象に、年5回実施しております。この講座によりましてボランティア活動への関心を高めまして、ボランティアの育成を図っており、現在登録者数は568名となっております。

ボランティア業務は、主に給食配食サービスの調理や配達、高齢者の集まるサロンでのレクリエーションの援助など、いろいろな活動をいただいております。また、ボランティアのさらなる確保対策としまして、有償ボランティア制度も整備してございます。この事業は、65歳以上の高齢者がボランティアとして社会貢献しまして、高齢者の自発的な介護予防を推進、地域交流の活性化を図ることを目的としておりまして、活動といたしましては、介護施設や保育所での簡易な業務、また包括支援センター業務の補助などを行っていただいております、各業務にポイントが付与されまして、こちら1ポイント100円と少額なんですけれども、年間最大5,000円を得られるものとなっております。現在27名の方に登録をいただいております。

続きまして、3点目なんですけれども、地域での生活支援に向けた相談、支援活動、情報提供や連絡がどれくらいあったかというご質問なんですけれども、まず、現在、地域支援の取組として、社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターというのを配置しております。生活支援コーディネーターは、暮らし慣れた場所で高齢者の方々などが安心して暮らし続けられるように、地域での困り事の相談を受けるなどし、地域のニーズを掘り起こし、そのニーズに合った福祉サービスを発掘し、適切な事業者や関係機関につなげるなどのコーディネートを行うことが役目となっております。

白子町で、この生活支援コーディネーターが、ごみ出しに困っている高齢者に対して、ご

近所で助けてくれる方を探してマッチングしたり、生活便利帳を作成して、要支援の方に向け最新の情報を提供するなどしております。情報提供や連絡についての件数ですけれども、すみませんが、現在正確な数は把握しておりません。

続いて4点目なんですけれども、経済的な支援を必要とする方に生活福祉資金の貸付け、こちら数値と金額、また返済方法と、全額返済されているかというご質問なんですけれども、生活福祉資金の貸付けは、低所得者世帯、また障害者世帯、高齢者世帯などに対して、資金の貸付申請を支援しておりまして、その世帯の経済的な自立と生活の安定を図っております。

生活資金の貸付けの額でございますが、令和5年度は貸付件数はありませんでした。返済中の方は現在6名おりまして、貸付残額につきましては、令和6年度10月末現在で377万円ほどとなっております。返済方法は、貸付けするときに返済期間、また返済額を決めまして、口座引き落としにて返済いただいております。貸付金については、おおむね計画どおり返済いただいているということでございます。

続きまして、5点目なんですけれども、日常生活自立支援事業、どのような福祉サービスの利用支援かというご質問なんですけれども、訪問介護サービス以外の多様な在宅福祉サービスとしましては、給食配食サービス、車椅子、福祉車両の貸出し、紙おむつの給付、外出支援サービスなどを提供しております。

今後、訪問介護サービスが受けられないごみ出しや電球交換などの日常生活に係るサービスにつきまして、先ほど話しましたけれども、生活支援コーディネーターを中心に、地域課題を発掘しまして、地域住民相互の協力にて支援していく、そういった支援制度の確立を目指して実施していきたいと考えております。

ご質問については以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。ますます高齢化社会を迎える今日でありますので、健康福祉課、それから社会福祉協議会との連携を密にして対応していただければと思います。

1点、消滅可能性自治体の対策についての点で、現在までに、先ほどちょっとお話が出たんですけれども、行政視察など茨城県の境町の状況がすばらしいものがあったので、この点について、町のこれからの取組についてお話を伺えればありがたいと思いますのですが、よろしく願います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今申し上げました、私もこの間、茨城県の境町に視察に一緒に行かせていただいたわけですが、消滅可能性の自治体ということで、当町も千葉県下22市町村の一つとして適用になっちゃったわけなんです、これは長生郡市では白子町と長柄町、長南町がそれになったわけですが、これは人口減少と、あと何か19歳以上の女性の在籍とか、そういうのをいろんな項目があっただけなんです、これが適用になっちゃうわけなんですけれども、結局、例えば長生郡内だけでも考えてみただけでも分かるんですけども、睦沢町がなかったですね。なぜなかったかというのは、あそこに賃貸住宅とかそういうものを相当配置しまして、人口減少とかそういうものをどんどんある面では進まないような形にしていたわけですが。

ですから、先ほど研修に行ってきた、視察に行ってきた境町では、やはり賃貸住宅あるいは若者向けの住宅を相当整備してやっているわけですが、当然、白子町もこの間、ある業者がいろいろ来まして、賃貸住宅に関して白子町もできる可能性がありまして、総体で45%の補助金が対象になるわけですから、そういうものもどんどん入れていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、人口を減らさないためにはどうしたらいいかということは、やはり町の中に住宅地もなければ駄目なんです。それも高い住宅地では絶対手は出してきません。ですから今後、これ酒井議員からの質問もございまして、南白亀保育所の跡地も若者向けの住宅として、今度分譲する予定でおりますけれども、そういう形で、どんどんやっぱり箱もつくってやらないと人口減少はなくなりません。ですから、これ総体的には、すごくこの人口問題というのが一番大きな問題で、総体的にはすごく多岐にわたる問題でございまして、これ一朝一夕にできるものじゃないんですけれども、やれることから一つ一つずつやって、これは解決していきたいというふうに思っています。

たまたまあれですけども、視察に行くと、この境町以外にも私視察に行った町がいろいろあるわけなんですけれども、そういう先でも、そういう施策がやっぱり実ってまして、そういう面では、一応消滅可能性の自治体から解消できたとか、そういう例も聞いておりますので、やはりこの辺は徹底してやっていくつもりでおります。

やること、子育て支援もその一環ですし、いろんな教育の充実もその一環です。ですから、そういうものを全体的にやっていかなければいけないわけなんですけれども、いずれにしても、住宅地の確保とか、賃貸住宅の確保とか、そういうものは積極的に今後進めていくつもりでおります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。今後とも、ますますそういう施策を実施して、人口減少に対処していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で4番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君の一般質問を許します。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 通告に従い質問をさせていただきます。

このたび、小学校再編に関する地域説明会が教育委員会及び町当局により、令和6年11月7日から11月24日まで計4回開催され、合計84名の保護者、また町民の方が参加されたと聞いております。説明内容として、白子町小学校適正配置等基本方針（案）、白子町小学校統合基本計画（案）が説明され、保護者及び住民の方々より、体育館等の共同利用の使いにくさ、令和2年作成のハザードマップでは、グラウンドは浸水エリアに入り、また、個々の送迎による渋滞問題及び駐車場の確保、送迎バスの停留所及び駐車場、学童保育等の対応についての質問、意見が出されております。

教育委員会としても、令和6年11月7日から同年12月6日までパブリックコメントを実施しており、パブリックコメントの集約後には議会への報告をお願いしたいと思います。

そして、議会としましても、全議員により学校統合等に関する調査特別委員会を立ち上げ、本年6月18日より各種調査を実施しながら、小学校再編に関する議論を進めてきました。町教育委員会とも意見交換をするなど、十分に協議、検討したところ、町の未来を背負う子供たちのため、よりよい教育環境を目指し、検討の余地があると判断し、先ほど酒井委員長からも報告がありました、本年11月25日に特別委員会委員長より御園教育長に対して6点の関する提言を行ったところであります。

さて、私より、小学校再編に関する件について5点ほどお伺いをしたいと思います。

1として、統合により、小学校、中学校の学習活動が互いに適正な関係を保つために、小学校、中学校のエリア設定の考え方と、小学校の校舎位置についてどのように考えているかを伺います。

2といたしまして、小学生と中学生との体格差や各種スポーツの基準等の違いを含め、小学生専用の体育館の整備が必要と思われるが、考え方を伺います。

3としまして、新校舎及び小学生専用体育館の災害時の避難施設としての対策はどのように考えているかを伺います。

4として、新校舎に学童保育施設併用の考え方について伺います。

5としまして、保護者の送迎による混雑緩和や構内駐車場の確保、登下校の児童生徒の安全確保等のためどのような対策を考えているかを伺います。

以上、5点につきまして教育長の考えをお伺いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 大多和正夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会では、既に内容をご説明したように、小学校統合基本計画案におきまして、統合後の小学校は白子中学校敷地内に設置し、小中一貫教育を推進したいと考えております。

施設形態につきましては、普通教室、特別教室、体育館等への動線など、子供たちが安全かつ円滑に移動できるよう、機能性と利便性を考慮し、施設一体型を検討しておるところでございます。

そのような施設におきまして、小中学校の教職員が連携して計画的に協働し、学習指導と生徒指導の充実を図ってまいります。例えば、小中学校間で乗り入れ授業を実施したり、児童生徒のケース会議を小中の垣根を超えて実施したりして、一貫教育を推進してまいります。具体的な施設等の配置等につきましては、今後関係者と検討・協議を重ねながら進めてまいりたいと思っております。

次に、各種スポーツの基準の違いや、格差等を考慮した小学校専用体育館の整備についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

基本計画案では、グラウンド、体育館等の運動施設は中学校と施設共用とする計画でございます。子供の成長段階により弾力的に対応できるよう、必要に応じ施設の改修などを実施し、多目的かつ多機能な運動施設とすることを考えておりますので、新たに小学校専用の体育館を整備することは想定しておらないところでございます。

次に、新校舎、体育館の災害時避難施設としての対策についてですが、ただいまお答えさせていただきましたが、小学校体育館の整備は想定しておりません。ただし、新たに整備する小学校校舎につきましては、この後、総務課と連携しながら、津波災害や洪水災害などの災害発生時に、新たな指定緊急避難場所として指定をしていきたいと考えております。

次に、学童保育施設併設についてのご質問にお答えさせていただきます。

学童保育につきましては、よりよい学童保育の実現に向け、所管課であります住民課としっかりと協議検討を重ねながら準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、統合による交通渋滞緩和策についてのご質問にお答えさせていただきます。

11月に行われました住民説明会におきましても、保護者の方からご質問をいただきましたけれども、教育委員会といたしましては、スクールバス専用のロータリーの確保、また、保護者送迎用の駐車場の確保を現在考えております。具体的な交通渋滞緩和策は、今後、関係各課と連携するとともに、小学校統合準備委員会において十分な協議を進めてまいりたいと思っております。

以上5点について、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 教育長、説明ありがとうございました。

それではまず、1の関係で再度質問させていただきます。

実は私は、本納小学校、中学校の関係で、ちょうど中学校周辺の方々知っている方が何名かおりましたので、いろいろお話を聞かせていただきました。その方々の話を聞きますと、この頃全然子供の声がしない。要は、普通の小学校であれば、子供が非常に楽しい声をしながら体育をやったり、運動場で遊んだり、そういうことがあるんだけど、合併後は、何か知らないけれども子供の楽しい声が全く聞こえないというのが近隣の方、2件なんですけれども、私の知っている知人と話したらそういうことを言っておりました。

そういう中で、あくまでも経済的な効率、機能性のみで考えた場合に、今言われたように、

教職員の連携、また一貫教育でも私は併設型の一貫教育がいいと思いますけれども、そういうことを考えますと、やはり小学生のエリア、中学生のエリアというものをある程度考えて、その中で、子供たちが、小学生は小学生として自由に活動ができるような、そういう環境が欲しいと思います。

やはりコスト面、そういうものを考えれば、教育長の言われる考え方はもっともだと思いますけれども、3小学校を統合して、要は1つにする。そうすると、今後、施設の減価償却等を考えても35年か45年、改修等はあるにしても、その施設を使っていくことになりますので、そういう中では、やはり子供たちが大きな声で伸び伸びと、楽しく学習できるような環境というものをまず優先で考えていっていただきたいということで、私はエリアの設定がないのかというふうに質問したんですけれども、その辺について、そういうエリアについてどのような考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 大多和議員のご質問にお答えします。

伸び伸びと子供たちが学校で成長していくというのは、とても大事なことで私も考えております。今、エリア分けというところでありましたが、先ほど教育長が申し上げたとおり、小中一貫教育の長所を伸ばしていくためには、今、計画案でも示されている施設一体型のことが考えられると思います。

ただ、小学校の遊具を設置するというのも考えておりますが、その遊具の場所については、こちら小学校のエリアだよというところでちゃんと分けて、子供たちが元気よく遊べる、中学生が入って遊ぶとかということとはあまり考えられませんが、伸び伸びと小学生だけの権利というか、安心して遊べる場所等は考えていきたいなというふうに思っております。

安全性と利便性を考慮しますと、先ほど教育長がご説明させていただいたとおり、設置場所を現段階では考えているところであります。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今はまだ検討段階ですので、ここでどうだこうだというのはあまりやりたくないんですけれども、今言ったように、考えていただきたいのは、当初、委員会のほうの説明があった、小学校の校舎を体育館と今の中学校校舎の南側の間に配置するような案がありましたけれども、あの辺については私としては基本的に反対します。やはりあまりにもエリアがなくなって何か混在するような感じですので、今後の検討の中では、きちんと

やはり小学生のエリアはエリアとして、校舎を含めてそういうエリア分けを十分検討していただきたい。これは、今ここでもうこれをどうのこうの言ってもまだ案の段階ですから、その辺を要望させていただきながら、いろんな中では、また意見を申し上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2として、これも同じですけれども、基本的には小学生、今、中学生と小学生の体格差とスポーツの基準が相当違います。中学校の体育館を改造するにしても、バスケのあれを移動式にしたりするにしても、やはり修繕というのも結構大きな予算がかかると思うんです。そういう中で、次の話になりますけれども、学童保育等もあった中では、体育館もある程度自由に使えるスペースが必要じゃないか。そういうのも考えると、予算的にはいろいろあるかと思いますが、この辺は検討次第だと思います。

そういう中で、小学校専用の体育館を併設する。その辺の考えは、先ほど教育長は、現状の体育館を併用するという話ですけれども、この辺についての再度もう一度、そういうことによるものに対して、子供たちの一つの体育教育含めて、やはり子供たちが専用で使えるような、そういう体育館という考えについてはどう思うかお聞かせ願います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 質問にお答えします。

小学校の校舎を白子中学校敷地内に新設して、各種スポーツを小学生と中学生がグラウンドや体育館で楽しめるよう、また、体育の時間に体を鍛え、たくましく成長していけるようにしていきたいと考えております。

そして、体育館のことですけれども、体育館で行うスポーツの規定について、小学生と中学生の違いについて、例えばバレーボールでいいますと、コートが縦と横で1メートルぐらい小さくなる。あと、ネットは約20センチ、小学生は低くなるということです。この場合は、ラインを調整したり、ネットを低くするという事で対応できると思います。

また、学習指導要領において、4年生からゴール型の競技として選択できるミニバスケットボールについてですけれども、リングの高さが、通常大人、中学生の高さよりも、現状今約40センチ低いというところでしたが、ルールの改定が今考えられていまして、令和9年度ぐらいから、バスケのリングが、ミニバスケットボールも通常のものになるということが、今考えられているようです。正式に日本バスケットボール協会からは出ていないんですけれども、私、ミニバスケットボールとかバスケをやっている関係の方に聞いたところ、一応、今そういう状況にあるということです。そうすると、令和10年、令和11年に小学

校が統合して開校した場合には、バスケット、ミニバスケットボールもリングの高さは問題ないかなと思います。

また、小学生専用の場所というところで、今の現状のもので考えられるとしては、武道館もあります。部活もちろんあるんですけども、武道館の柔道場と剣道場を合わせるとそれなりの大きさがありますので、もし学童の子たちが遊べるというところでは、そういうところも考えられるのかなと、今は考えているところです。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） その辺は知識ありませんでしたけれども、でも基本的にはあったほうがいいなというのは思いますので、この辺も今後の協議の中では、一つ項目としては取り入れておいていただきたい。学童保育も考えると、子供たちが気にしないで雨の日でも室内競技でも楽しめる、そういう要素が、3小学校一緒にした時点で子供たちが遊ぶスペースが少なくなるというのは、やはり白子の今後の子供たちの未来ためにはあまりよくないかなと思いますので、その辺も今後の検討の中では十分、一つ入れていっていただきたいというふうに思います。

そして、3としまして、災害時の避難施設の中で、体育館は、先ほどは教育長が新設は考えていないということなんですけれども、この辺は協議の中では、まず新校舎について十分その辺考えて、ハザードマップの中のエリアになっていますので、盛土をするとか、そういうものを、まず十分検討をお願いしたい。

そしてあと、私が言った体育館についても、それなりの、そんなに大きな体育館は必要ないと思うんだけど、なぜ体育館を言ったかといいますと、白子町の今後の、強いて言いますと避難施設として体育館を新規に立ち上げるのであれば、一つの例としては、体育館に床暖房設備を入れておくと。そうすると、秋から春までの秋冬の方が一の避難ときに、避難の方々が、床が温かいということは、非常に体が温まります。そういう中では、現状の体育館をそういうことに変更するには相当なお金がかかりますけれども、そういう施設として、避難施設の一環も考えてできればなというふうに思っていますので、そういう中では、この辺についてはお願いということで、ひとつ、今後の検討の中にも十分材料として入れていただきたい。

次、4項目といたしまして、私も皆さんに迷惑かけちゃうので時間も気になるんですけども、もう少し我慢していただいて、まず新校舎に学校保育施設を併設したらどうかという

ことで、この辺については住民課と協議ということですが、当初は中学校の空き教室を使いたいという話もちらっと聞いていました。その辺も分かるんですけれども、やはり新校舎にある程度併設して、職員室等からある程度活動状況が分かるような位置につけたほうが、いろんな面で楽なのかなというふうに思います。その辺について協議をするということですが、現時点で思われる内容について、ありましたら答弁願いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 質問にお答えします。

学童の施設併設については、現在のところは、先ほど議員の大多和さんも言ってくさったとおり、中学校の空き教室をというふうに考えておりますが、ここについても、やはり住民課または準備検討委員会等の皆さんのご意見を取り入れながら考えていくつもりです。まだはっきり考えが決まっていなくて申し訳ないんですけれども、今のところはそのような現状になります。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） ありがとうございます。私が質問した内容は、今後皆さん、委員会の中でいろいろ、委員会を立ち上げて協議になると思いますけれども、こういうこともぜひとも検討の材料に取り上げていただいて、できるものは取り入れていただきたいということで質問させていただいておりますので、これについてもよろしくお願ひしたいと思います。

そして、最後の5項目なんですけれども、送迎による混雑緩和と、構内駐車場等の確保、その辺の関係についてお伺ひしたいと思います。

今でも、3小学校、私も関の小学校を見ていると、雨の日は非常に、近くに相当保護者の送迎の車が結構並んでおります。そういう中で、3小学校が統一になるということは、スクールバスの関係もありますけれども、文部省か何かの基準だと、片道4キロの範囲のスクールバスといたら、白子の小学生はほとんど通学を、要は歩いて通う形になります。その辺は今後どうするかは分かりませんが、要は、スクールバスのエリア範囲の縮小によれば大分違うと思いますけれども、エリア範囲が広い状態であると、保護者による送迎が非常に増えると思います。

それによる中で、まず1点考えられるのが、中学校周辺交差点、また周辺の道路の混雑ですね。ですから、その混雑対策がありますし、また、先ほど、スクールバス及び保護者の駐車場のスペースは検討すると教育長からお話がありましたけれども、その辺を十分に検討し

ていただいて、やはり保護者の車については一方通行で出ていけるような、そういう対策が必要だろうと。そして、スクールバスの駐車場の配置も十分確保しながらやっていく必要があると思うんですけれども、この辺について、ひとつそちらのほうの意見があるようであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、バスのエリアなんですけれども、文部科学省が出しているのは片道4キロということで、4キロを小学生が歩くという相当時間がかかると思いますので、そのところは緩和して、4キロ以内でエリアを設定するという方向で今は考えております。

また、住民の皆様にご迷惑をかけている渋滞については、このまま放っておくことはできないと考えております。ただ、これは教育課だけでは解決できないところですので、企画財政課や建設課等関係機関と案を練りながら対応を考えているところです。時間はかかりますけれども、また決まりましたら議員の皆様にご説明したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） これからのことですからどうのこうのは始まらないんですけれども、まず、保護者の方を含めて地域住民に迷惑がかからないような状態に、渋滞がないようにすると。また、保護者の送迎についても、やはり混雑しないような形でスムーズに行けるような形、ですから建設課等々の協議も含めて、ある程度道路拡張も必要だろうと思いますし、交差点の信号の時間差、そういうものを使う必要もあると思います。その辺を十分連携を取って、この辺の対策の中で、保護者、また住民から大きな苦情が出ないような対応をしていただきたい。

一番優先されるのは子供たちの安全確保ですけれども、それを含めて、これ以上お話は、これから皆さんの検討をお願いしたいということで、そういう点を要望いたしまして、私の質問は終わります。よろしくをお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で7番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 零時 07分

再開 午後 1時 10分

○副議長（大多和正夫君） 急遽、梅澤議長が午後の会議を欠席することになったため、地方自治法第106条第1項の規定により、私、大多和が議長を務めさせていただきます。何分不慣れでございますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 秋 葉 広 行 君

○副議長（大多和正夫君） 3番秋葉広行君の一般質問を許します。

3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） それでは、通告順に従い、将来の保育所の在り方について質問いたします。

白子町の人口は2024年時点で約1万500人、15年後の2040年には7,500人に減少すると予想されており、急激な人口減少が進んでおります。町全体での出生数は、令和3年で31名、令和4年で36名、令和5年で32名、本年令和6年11月現在では24名にとどまっております。今後も毎年30名前後で推移されると考えられ、白子町では、文部科学省が定める1クラス15名以上の基準を下回るクラスが既に多数存在しており、小学校の複式学級を避けるため、令和10年の開校を目指し、3小学校の統合が教育委員会で検討準備されていることは、前大多和正夫議員の質問、教育長の答弁にあったところです。

このような状況の中、小学校より下の年齢層を対象とする保育所の在り方について、第3期白子町総合計画後期基本計画では、保育施設の整備を重要な項目として挙げており、1、保育サービスの充実、2、保育士の確保とスキルアップ、3、保育施設の整備（認定こども園への移行設置を含む）が具体的に挙げられております。

現在、町内には、白瀉保育所、関保育所、南白亀保育所の3保育所がありますが、いずれも老朽化が進んでおります。近年、認定こども園が保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、親の就労状況にかかわらず、幅広い子育てニーズに対応できる施設として注目されておりますが、

今後、町として3小学校統合後の3保育所の在り方をどのように考えるのか伺います。

○副議長（大多和正夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 秋葉議員のご質問にお答えします。

3保育所の統合をどのように考えるかということでございますが、今後3保育所の統合や認定こども園への移行、またそれに伴う施設の整備につきましては、現時点では具体的な内容はまだ検討段階にあり、詳細については決定しておりません。

しかしながら、今後の保育施設の在り方などにつきましては、人口減少下での利用児童数の減少や施設の老朽化、また保育士の人材不足などを考えれば、施設の統廃合や規模の縮小は喫緊の課題であり、迅速かつ丁寧に取り組む必要があると考えております。

また、この設置場所に関しましても、やはり小中学校統合の近隣の土地に考えておられて、いずれにしても集中のメリットをそこで挙げるべきだというふうに思っております。

以上です。

○副議長（大多和正夫君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

ただいまの町長のお答えの中で、保育士の人材不足などがあるということで触れられておりましたが、子供の数、児童数が減少する中で、なぜ保育士の確保が思うようにならない現状があるのか。その確保をするためにどのような努力をされているのか伺います。

○副議長（大多和正夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 秋葉議員のご質問にお答えいたします。

保育士の人材不足、確保についてですけれども、本町の3保育所につきましては、平成29年度をピークに、在園児童数は減少傾向にございます。一方で、0歳児、1歳児、2歳児の入所者につきましては増加傾向にございます。

国の基準では、年齢層によりまして保育士の配置が決められており、具体的には、3歳児は園児15名につき保育士が1名必要となります。4歳児、5歳児につきましては、園児25名につきまして保育士1名を配置することとなっております。対しまして、1歳児、2歳児につきましては、園児6名につき保育士1名の配置、0歳児につきましては園児3名につき保育士1名を配置しなくてはならない状況にございます。そのため、児童数が減少しているにもかかわらず、保育士の配置人数が増加しているという状況でございます。

あと、保育士不足の原因といたしましては、一般的に、給与や労働条件がほかの職種と比

べ低いこと、また、長時間労働や仕事の負担が大きいこと、精神的なストレスや責任の重さなどが現在問題視されております。

これらのことによりまして、都市部への流出や離職が増加しているため、特に地方、白子町でもそうですけれども、保育士の確保が深刻な状況となっております。

本町におきましても、今後も保育士の処遇改善や労働環境の整備などを検討しつつ、ハローワークを通じて、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大多和正夫君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。それでは、再々質問をいたします。

先ほど挙げられました全国的に需要が高まっている認定こども園について、近隣市町村の整備状況や、本町のコンパクトシティ構想を考えた3保育所の統合について、もう少し詳しくご意見を伺いたいと思います。

○副議長（大多和正夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 認定こども園の近隣の状況についてのご質問だと思うんですけれども、千葉県内の認定こども園数、設置数は173施設となっております。うち長生管内には11施設ございます。

長生管内の状況を具体的に申し上げますと、認定こども園、保育所型が5施設、幼稚園型が1施設、幼保連携型が5施設となっております。参考までに、あと認可保育所が14施設、認可外保育所が11施設、幼稚園が6施設と、各地域、各市町村で、ニーズに応じた多様な保育サービスが提供されているところでございます。

認定こども園につきましては、保護者の多様なニーズに対応できる施設として、近隣でも設置が進んでおります。本町におきましても、地域や本町の実情を踏まえまして今後検討していきたいと考えております。

コンパクトシティ構想を考えた3保育所の統合ということですが、どのように考えているかということですが、施設の統廃合や規模の縮小は喫緊の課題であります。先ほども町長申し上げましたけれども、迅速かつ丁寧に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ご答弁ありがとうございます。

保育所の在り方や、先ほどおっしゃっておる3保育所の統合、認定こども園への移行につ

いては、早めに取り組まなければならない課題であると思います。小学校の統合については、想像以上に子供の数が減って、複式学級が目前という現実があります。その点を踏まえて、保育施設については早期に計画を進めていただきたいと思います。

また、保育士の確保など、今後の保育所の在り方についても、引き続き具体的な検討を進めていただきますように要望して、質問を終わります。

以上です。

○副議長（大多和正夫君） 以上で3番秋葉広行君の一般質問を終結いたします。

◇ 前 田 充 浩 君

○副議長（大多和正夫君） 続いて、2番前田充浩君の一般質問を許します。

2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） それでは、通告順に従いまして、令和7年度予算編成について2問質問させていただきます。

初めに、町長の基本姿勢について伺います。

本年9月24日、石井町長に対し、白子町議会公明党として46項目の予算要望書を提出させていただきました。人口減少や財政逼迫などによる公助の限界が顕在化しつつある中で、災害時応援協定のさらなる推進や、災害弱者の長期避難を想定した避難所運営の見直しのほか、個別避難計画の早期作成など、能登半島地震の教訓を踏まえ、大規模災害時の対応規定を見直す契機にすべきと考えます。このことから我々公明党は、本年5月に千葉県下の防災実態調査を実施いたしました。この調査結果を精査し、必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう、十分な予算の確保に加え、町民相談等を通じて、お一人お一人の切実な声やご意見、ご要望を踏まえた上で、新たな政策提案とすべく、令和7年度予算編成に対する要望書を取りまとめました。

少子高齢化や物価高騰の影響により大変厳しい財政状況下での予算編成となることが推測されますが、この意を酌み取り、一つでも多く実現していただくようお願いをさせていただきました。

そこで、令和7年度予算編成において、石井町長が指示された重点的に取り組む事業について、また、町政運営に対する基本姿勢について伺います。

次に、収支見込みについて伺います。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2024において、成長型の新たな経済ステージへの移行として、4点示しております。デフレからの完全脱却、賃上げを起点とした所得と生産性の向上、二度とデフレに戻らせることなく、日本経済を成長型の新たなステージに移行させていく。本年は物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現し、来年以降は物価上昇を上回る賃上げを定着させることを目指しております。

そのような中、本町の財政状況は、扶助費や公債費の増加等、引き続き厳しい財政運営となることが推察されます。そこで、来年度の収支見込みと歳入歳出の特徴について伺います。

以上で1回目を終わります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（大多和正夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 前田議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、令和7年度予算編成に当たって、第5次総合計画後期基本計画、第3期白子町まち・ひと・しごと創生総合戦略はもとより、消滅可能性自治体からの脱却に向けた持続可能性向上の推進を含め、白子町の将来を見据えた各施策の着実な執行を図ることとし、以下のとおり3つの基本方針を示し、予算要求をするよう各課等へ指示しております。

まず1つ目としまして、将来を担う子供たちへの支援の推進を図るため、子供の成長段階に応じた支援策や、子育て家庭が安心して子育てできる環境の実現に資する取組を推進します。また、若者や子供たちがずっと住み続けられるまちづくりを推進するとともに、小学校統合準備などの教育環境の整備と生きる力を育む教育の推進をまいります。

2つ目としまして、安全・安心な町民生活の確保を図るため、いつ発生するか分からない大規模な自然災害に備え、町民の安全・安心を確保する体制を整えるため、自助・共助・公助の役割分担と連携による防災減災対策を推進すること、また、子育てや福祉、防犯など、それぞれの地域課題に沿ったまちづくりを進めるため、創意工夫の下、地域コミュニティーの再生と活性化に向けて取り組んでまいります。

3つ目としまして、DXの推進を図るため、本町におけるDX推進計画に基づき、基幹系業務システムの標準化、共通化への対応などの取組を推進し、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を推進してまいります。

当初予算においては、経常的な経費に加え、子育て支援の充実や高齢者、障害者等の福祉予算、教育環境の充実を図る予算、道路等の基盤整備に係る予算、産業振興やまちづくりに

係る予算など、各分野における予算を総合的に取りまとめる必要がありますので、先ほど説明した3つの基本方針に沿った予算編成に取り組んでまいります。

続きまして、収支見込みということでございます。

続いて、来年度の収支見込みについてですが、本町は少子高齢化に伴う人口減少に加え、エネルギーをはじめとする物価高騰など社会経済情勢が大きく変化する中で、医療、介護、子育て、教育、消防、ごみ処理、社会資本整備など、住民生活に身近な行政サービスを安定的に持続的に提供するため、確実な財源の確保と継続的な財政の健全化に努めてまいりました。令和5年度の決算においても、財政健全化法に基づく各種財政指標は、早期健全化基準を大きく下回っており、これデッドラインに行っていないということですね。おおむね健全な財政状況と言える内容となっております。

しかしながら、今後の財政状況を見通した場合、歳入の多くは地方交付税、国県支出金、地方譲与税及び地方債であり、いわゆる依存財源が歳入全体の6割を占めております。国の動向によっては町の財政状況に大きく影響を及ぼすことも十分認識しておかなければならないと考えております。

また、町税はここ数年増加傾向にありますが、その要因は法人町民税の伸びによるものであり、今後の社会情勢によっては減少することも考えられます。このような状況の中で、物価高騰が継続しており、社会保障関係経費や公共施設、インフラにおける老朽化対策などの費用負担も年々増加していく見込みであります。

一方、住民生活に身近な行政サービスは安定的、継続的に提供しなければならないので、今後も各種事業の見直しや財源の確保を図りながら、持続可能な財政運営に十分配慮する必要がありますものと考えております。

歳入歳出の特徴についてですが、先ほどの質問でも回答してありますが、現在、各課等からの予算要求の段階にあり、企画財政課で精査中でありますので、3つの基本方針に関する事業を重点施策として最優先に予算化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） それでは、再質問をさせていただきます。

町長が指示された重点的に取り組む事業について、また、町政運営に対する基本姿勢について、先ほどご答弁いただきました。ありがとうございました。

本町の今後の町政運営には、財政再建と災害対応は欠かすことはできませんが、町民の夢

や希望につながる予算について、具体的にどのように指示をされたのかお伺いいたします。

○副議長（大多和正夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長からの答弁もありましたとおり、3つの基本方針、これをまず1つ目としましては、将来を担う子供たちへの支援の推進、それから2つ目として、安全・安心な町民生活の確保、それからDXの推進というのが基本方針でございますけれども、これについて、今具体的に各課から予算要求をしている段階でございます。優先的にこれらの方針を重点施策として予算化をしていきたいというふうに考えております。

また、学校の統合に向けた条件整備、それから学校跡地の利用などについても、新たな行政課題として重点的に取り組んでいく必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

それでは、収支見込みについて再質問させていただきます。

来年度の収支見込みと歳入歳出の特徴について、先ほどご答弁をいただきました。ありがとうございます。

一般財源全体として、非常に厳しい財政運営となることが予想されます。そのような中、財源不足の穴埋めについてはどのように取り組まれるのか。また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年4月に施行されておりますが、本町の取組状況と支出に与える影響額について伺わせていただきます。

○副議長（大多和正夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

自主財源を伸ばすための施策としましては、やはりふるさと納税を推進するということが不可欠なというふうにも考えております。そのためには、ポータルサイトを増加させること、それから魅力ある返礼品の開発などがあるかと思えます。またそれ以外に、地方創生事業に取り組む推進をするための企業版ふるさと納税、これについても財源を確保するための施策の一つだというふうに思っております。

また、事業実施に当たっては、国県補助金をはじめ、緊急防災減災事業債など、交付税措置の大きい起債を最大限活用することによって、町の実質的な負担を軽減するというところに努めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再々質問をさせていただきます。

今まで以上に発注の一括管理を行い、振込手数料の削減を図る必要があると考えます。また、財源確保への取組として、ふるさと納税のさらなる推進と、クラウドファンディングによる歳入増加を図る必要があると考えますが、見解を伺います。

○副議長（大多和正夫君） 会計課長、三橋久美子君。

○会計管理者（三橋久美子君） 前田議員の質問にお答えいたします。

令和6年10月から内国為替制度運営費が適用され、地方公共団体の公金振込にも振込手数料が発生いたしました。電送振込処理については、予算書の1款から8款までの伝票と、9款から特別会計の伝票と分けて行っておりまして、合わせて月各2回、計4回の電送振込処理をしております。また、伝票処理は1伝票ごとなのですが、振込については1業者口座番号が同一の場合はまとめた振込となっております。

今後の毎月の振込手数料と伝票事務処理等を踏まえ、今後検討してまいりたいと思います。以上となります。

○副議長（大多和正夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、最後に、このような私の明年に向けての方針ですけれども、本当に大衆と共に語り、大衆と共に戦い、大衆の中に入り切って、大衆の中に死んでいく、この立党精神を胸にたぎらせながら働かせていただきます。また、町民の皆様との対話を大切にしながら、小さなお声をしっかりと受け止めてまいります。

以上で前田充浩の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大多和正夫君） 以上で2番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

議場の時計で1時40分、再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○副議長（大多和正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 酒 井 良 信 君

○副議長（大多和正夫君） 10番酒井良信君の一般質問を許します。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、町有地の有効活用について質問いたします。

まず1に、南白亀保育所跡地の現在の活用状況と、今後の有効活用をどのように考えるかを伺います。

2番目として、国民宿舎白子荘跡地の現在の活用状況と、今後の有効活用をどう考えるかを伺います。

3番目といたしまして、労災リハビリテーション千葉作業所跡地の現在の利用状況と、今後の有効活用をどのようにするか、考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（大多和正夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目が、南白亀保育所跡地についてのご質問でございます。

現在、行政財産として土地の一部を貸出ししておりますが、今後は分譲地として造成工事を行い、若者定住の促進を図ってまいりたいと考えております。また、公募対象者や売買価格については、今後協議検討してまいります。

次に2問目、国民宿舎白子荘跡地についてでございますが、本年10月に解体、白子荘の解体工事が終了しまして、今後、旧アクア健康センターの跡地との一体の活用に向けて検討を進めたいと考えております。県自然公園区域かつ底地が国有地であるため、利活用については、千葉県自然保護課や千葉財務事務所と調整が必要であり、手続が相応の時間を要しております。旧アクア健康センターの耐力度も示されたことから、振興審議会の方々のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

次に、労災リハビリテーション千葉作業所跡地の現在の利用状況と今後の有効活用についてですが、まず当該跡地の現在の利用状況についてご説明いたします。

この跡地では、地域の防災力向上に寄与する重要な取組として、特定非営利法人日本災害救助活動支援隊が災害対応に関する訓練や技術実証を行っています。具体的には、4足歩行ロボットを用いた実証実験が行われ、災害発生時の初動対応における効果的な技術の確認が行われており、災害発生時における救助活動の効率化と安全性の向上が期待されています。また、このような先進技術の導入は地域住民の防災意識も高めることにもつながっており、地域の防災対策の新たな可能性を示すものとなっています。

さらに、当該跡地は地域の魅力発信のシティプロモーションの一環として、音楽映像作品の撮影が行われております。これにより地域の魅力を発信するとともに、地元経済の活性化に寄与しています。このように、跡地の有効活用は地域の様々な分野で成果を上げておりますが、引き続きさらなる活用方法を模索してまいります。

次に、この活用についてのご説明をいたします。

当該土地の有効活用に向けてまず検討しているのは、グランピング施設の誘致です。この分野は、近年成長を続けている観光市場の中でも注目されている分野であり、自然を生かした宿泊や体験の提供を通じて多くの観光客を引きつけることができます。この施設では、地元の新鮮な食材を活用した食事や、周辺の観光資源を生かした体験型の催しを提供することで、地域経済の活性化や雇用の創出が見込まれます。また、このような施設の導入は、地域住民にとっても新たな憩いの場となり、町の魅力向上に寄与するものと考えています。

また、もう一つの案として、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による首都圏CCS事業施設候補地としての活用を検討しております。

この事業は、二酸化炭素を排出元から分離、回収し、輸送した上で地中に貯留する技術であります。地域環境を進める上で重要な技術とされています。特に、千葉県は日本国内で二酸化炭素排出量が最も多い地域とされており、この技術の地域全体の環境対策に果たす役割は非常に大きいと考えられています。今後、町内においても試掘調査などが始まる予定であり、技術や経済面での実現可能性が検証される予定でもあります。

もし、この事業が実現すれば、環境への貢献のみならず、新たな産業の誘致や関連する雇用の創出が見込まれるため、町の持続可能な発展にとって重要な機会となると考えています。

現在、グランピング施設とCCS事業の2案を検討しておりますが、これに限らず、地域住民の関係者の皆様から、新たな提案やアイデアについても積極的に検討してまいります。町の発展と住民福祉の向上に資する最適な活用方法を追求し、実現に向けた協議と検討を進めていく所存であります。

議会の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、南白亀保育所跡地の利用について、再度、区割りを検討となっておりますけれども、その区割りについて、もう少し詳しく説明していただけますか。

○副議長（大多和正夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

旧南白亀保育所の敷地面積が約1,200平米ぐらいになりまして、1区画約250平米程度を、4区画を考えております。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 区切りの場所は、白子町はほかにも何か所かあるはずですよ。

それで、私の考えているところでは、今、低所得者及び中所得者の入居する箱つきのアパート、公設民営の賃貸アパートといますか、そういうものができればいいなと思っているんですけれども、国土交通省が提示しているスマートウェルネス住宅等推進事業の概要として、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境、いわゆるスマートウェルネス住宅を実現するために、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修、介護予防や健康増進、多世帯交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備及び子育て世帯等のための支援施設や、住まいの整備を行う市街地再開発事業に対して支援をすると書いてあります。

その事例として、むつざわスマートウェルネスタウンと思うんですけれども、旧道の駅施設の老朽化に伴う移転拡充、地方創生、町内の少子高齢化対策、先進予防型まちづくりの実現、大規模化する災害に対応可能な施設を実現するため、民間事業者のノウハウを生かし、道の駅と地域優良賃貸住宅をPFIにより一体的に整備としております。

このPFIについては、昨年12月の議会にて、企画課長より答弁がありましたけれども、これ、各町に、場所によって使い方が異なると思いますけれども、この使い方によって、そこを保育所跡地だとは限りませんが、これから白子町の場所にこういう箱型の施設を利用して造る計画とか何かをいろいろ考えてもらいたいと思うんですけれども、それについて、企画課の考えをよろしく願いいたします。

○副議長（大多和正夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のご質問にお答えします。

今、南白亀保育所跡地くらいしか、もう町有地が残っておりません。ほかは今度新しく買い取ったり、あるいは寄附を受けたりしてやるしか方法はないんですけれども、今酒井議員がおっしゃった方法は、この近辺では陸沢しかやっていません。

この間、視察しました境町はまさしくこのやり方なんです。大体45%ぐらい補助金が来まして、それで、そこは一戸建ての30坪の建物を建てて、一戸建ての土地50坪をつけて、6万8,000円で25年間貸したら、その後はその人にただで差上げますよという、そういうものが十分採算の合う形でできるんです。ですから、こういうものも白子町考えていく予定でいます。そうしないと、人口対策にもなりませんし、今後そういう形でどんどん進めていくつもりでおります。

いずれにしても、この形は非常にすばらしい形だと思ひまして、この辺では本当に陸沢が先進的にやって、この間、いわゆる消滅可能性じゃない町になったわけなんですけれども、白子町もそういう形で今後進めていきますし、この近くでやっているのは、多古町とか、それから横芝光町、どちらかというとなりのほうは遅れているんです。正直言ひまして、北のほうの茨城にかけてとか、そういうところは非常にそういうのが進んでいまして、そういう形で住宅を増やしていく形で、ですから、子育て世代の移住・定住もそういうもので吸収していきながらやっていきたいというふうに考えております。

○副議長（大多和正夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 再々質問いたしましたので、これは要望となりますけれども、中富の住宅を廃止ということになっていきますよね。それと、五井の県営住宅ももう入ることができない。そういう人たちの行く場もいろいろありますし、そういうのを早めに、この制度を使ってやっていただければ非常に助かると思うんですけれども、よろしくお願ひいたします。

それと、次、2の国民宿舎跡地ですけれども、再質問で、この議題に関しては、株式会社JTBに対して町は多額の委託金を支払い、調査等を実施し、跡地の利活用についての構想案をニューテイしている状態と認識しております。

私の手許にはこの構想案の資料がありますけれども、全41ページにも及ぶ莫大なデータがあります。旧白子町町営国民宿舎白子荘跡地の利活用に関する基本構想策定業務実施報告書として、白子町ホームページで町民にも閲覧できるようになっておりますが、この高価な貴重な資料を果たして何人の町民らが自らの目で確認しているのか。そもそもこういった事業に取り組んでいることを一般の町民がどの程度把握しているのか。国民宿舎白子荘は、かつ

て町民に親しまれ、建物はなくなったものもの、その名前は誰もが記憶にとどめているでしょう。その跡地の活用については、町民の関心度も高いものと思われれます。しかしながら、その活用方法や今後の具体的な計画は一向に見えません。調査会社からデータを購入し満足して終わりなのか、町長のご意見も併せて今後の展望をお伺いいたします。

それと、またそれに隣接するアクア健康センターの建物は、同時には解体せず、様々な意見の下に、町長の意向も尊重しつつ現状維持されると思いますけれども、石井町長はアクアセンターの建物を残した状態での活用を就任当時から訴えられております。そのアクアセンターに対する熱い思いはとてもすばらしいと思いますが、しかし建物を実際目にとると、現状は老朽化によりかなり傷んでおります。余談ではありますけれども、ユーチューブの荒廃特集動画に、旧白子荘と共にアクアセンターも映されております。これは1年前の収録なんですけれども。

また、そもそも白子町公共施設個別施設計画書にある、建物情報一覧表にはアクアセンターは記載されていません。この理由があれば教示願います。

白子荘跡地とアクアセンターの土地建物活用は無縁ではないと私は考えます。今後の建物温存にこだわるものか、もしくは解体を含め検討する気持ちがあるのか。その場合解体費用は概算でもどのくらいなのか、町長にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（大多和正夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） アクアセンターに関しましては、アクアセンター、白子荘、白子荘はもう年限も来ましたし、あれは解体しか方法がなかったんですが、アクアセンターはまだ35年ぐらいで、耐震基準もクリアしているものでございましたので、それで構造上大丈夫かという調査をこの間しました。そうしますと、450点以下だとまずいんですか。それがたしか500点ぐらいの点数が出ていまして、どうにか使える形になりました。

ですから、私は当初からアクアセンターは、また、いわゆる砂風呂というのは結構労力が、人件費がかかるものですから、これはちょっとまずいかも分からないけれども、いわゆる温泉を利用した温浴施設として、これはやはり残すべきだというふうに思っていたので、それをまた活用する、そういう枠組みでいろいろやってきました。

それで、今、県の自然保護課、それから、財務省のほうもいろいろ行きまして、今計画を一応出してあります。それで、いずれにしてもこれから半端じゃなく、時間的に結構かかっておりまして、それで今申請はしている段階ですけれども、正式なあれは、今度は、結局こういう状況であるから、こういう形で、このセットとしまして、例えばあそこにRVパーク、

いわゆるキャンピングカーが寄れるような、そういう施設も建設しながら、それから、スケボー場を造ってとかそういう形で、一応、今構想はありますけれども、そういう形で最終的にはこういうものだという形で、アクアセンターの再活用を、今出す予定で進めております。

ですから、せっかくあるものですから、あそこをやはり活用しない手はないし、それでなくても、白子町の温泉、これを活用した、いわゆるまちおこしを今計画中ですし、観光振興計画の中にもそれが入っているわけですので、白子町の観光自体もやはり、温泉を最優先に考えてやらないとできないというふうに思っていますから、そういう意味で、今後進めていく予定になっております。

ただ、申請する場所とかそういうものが非常に複雑でございまして、それで結局、自然保護課のオーケーだけじゃなくて、次の財務省のほうの関係もありますので、これは進めていく予定であります。これ実際問題として、私も、国までその申請の関係で行きました、正直言ひまして。それもございまして、これはいずれにしても観光振興、そういうところと皆さんよく話し合っ、最適なものがあそこにできれば、せっかくあるものですから、もったいないですから、そういう形で残して活用すべきだというふうに私は思っていますので、そういう形で、委員の皆さんもご認識いただいて、ご協力いただければいけると思っていますので、そういうことでお願いしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（大多和正夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 町長の熱い思いは分かりました。それについて頑張っていたきたいと思ひます。

その次の質問ですけれども、今私は再質問しようと思つたら、先にRVパークの話もちょっとしちゃいましたけれども、江戸川のコジマさんからそういう話が多分あったと思うんですけれども、それが今どうなっているのか。国有地の制限のあれでどうなのか、ちょっと再々質問いたします。

○副議長（大多和正夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。

昨年だったと思ひますけれども、先ほど町長が申したとおりポイントをお話しさせていただいた以降は、正直言ひましてまだ何も進展はない状況でございまして、これから進めていければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 進展がないということですので、これはまた何もなかったら、もう再々質問しちゃってもなりませんので、町長は前から、江東区とのやり取りをし始めたということで、そういった面で江東区との話とのあれがありますので、これはしっかりやっていただきたいと思います。

次の3の労災リハビリテーションのあれですけれども、今1回目の話を聞きますと、相当グランピングはいろんなもので頑張っていると聞きましたので、これについては、ただ頑張って一生懸命やってくださいと。

ただ、隣が長生村で太陽の里があります。だから観光、ホテルもたくさんあります。それに合わせた施設とかレジャー施設、そういうものを誘導していただければ一番いいと思うんですけれども、あそこはただそんなには制限がないと思うんですけれども、その点伺います。

○副議長（大多和正夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

リハビリテーション跡地については、実際にいろんな活用のご意見、先ほど大きなもの2つ挙げさせていただきましたけれども、そういったものがあります。

今議員がご指摘のように、あそこは自然公園区域ではないんだよね。自然公園区域には入っていないということで、その制限が厳しくないというのは、一つ明るい材料になります。

ただし、都市計画の第2種住居地域というような位置づけになっておりますので、騒音、振動、そういったものを伴うような工場ですとか、そういうのはなかなか難しいというところがあります。ですから住宅、あるいはそれこそ観光ですね。そういったものに資するものについては可能性が高くなってくると思います。

ですから、そういった事前に予断、予見をすることなくいろんな提案を聞きながらやっていきたいと思いますが、最終的にこれをやる段になれば、いつものようにプロポーザルでいろんな提案募集をしてというような一連の手続を踏んでいくということになると思いますので、そういったところでは必要に応じて手続を進めていきたいと思います。

ただ、議員のおっしゃるように、白子荘のところよりも厳しい規制がかかっていないというところは明るい材料だと思います。

以上でございます。

○副議長（大多和正夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 労災に関しては、これ以上質問……、また次のとき質問するかも分

からないですけれども、今日はこれでよしといたします。

この町有地の有効活用についてですが、分かっていると思うんですけれども、千葉県商工労働部企業立地課と立地課との連携を聞くのもすごくいいことだと思いますので、千葉県商工労働部企業立地課、空き家公共施設等の活用を市町村と連携して進めており、企業情報誘致や、施設活用に多大な協力をいただいていると思いますので、こういうところとよく協力してやっていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（大多和正夫君） 以上で、10番酒井良信君の一般質問を終結いたします。

◇ 大塚貴充君

○副議長（大多和正夫君） 続きまして、1番大塚貴充君の一般質問を許します。

1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 議席番号1番、大塚貴充でございます。

一般質問に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

令和7年2月11日に、白子町は町制施行70年という節目を迎えます。白子町の70年の歩みを振り返れば、幾多の先人のたゆまない努力と苦労の上に白子町が築き上げられております。今を生きる私たちは、先人の努力に感謝をしなければなりません。

町制施行70年を迎えるに当たり、議会人として、若輩者の身の上ではございますが、先人各位に感謝の意を申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして、2項目6点について質問を行わせていただきます。

1項目、スーパーマーケット及び企業誘致についてです。

時を遡れば、令和4年7月7日にハヤシスーパーが閉店して、2年半という時が流れようとしています。スーパーマーケットの出店は、町民の切なる願いであることは言うまでもありません。12月5日に、青少年センターで行われた白子町小中学校によるプレゼンテーション発表会において、スーパーマーケットの必要性を訴える学生諸君の姿には心を打たれました。私たちは、スーパーマーケット出店の希望の光をいつまで持ち続けければよろしいのでしょうか。白子町民は業を煮やしております。

1点目といたしまして、スーパーマーケット及び企業誘致実現を目指して、町として、優

遇措置を考えているか伺います。

2点目といたしまして、スーパーマーケット誘致の予定地は、石井町長が掲げるコンパクトシティ構想における商工業ゾーン以外の選択肢はあるのか伺います。

3点目といたしまして、スーパーマーケットの誘致において進展が見られたのか伺います。続きまして、2項目、石井町長の政治姿勢についてです。

令和3年6月19日に、民意を二分した形での石井町政の船出となりました。いまだ副町長は不在ですが、副町長不在は、町政運営に悪影響を及ぼしています。

副町長が就任していたら、躍動感のある形で白子のまちづくりは前進していたかもしれません。目覚ましい発展を遂げる自治体に目を向けますと、そこには、必ずと言っていいほど懐刀と呼ばれる存在にたどり着きます。また、首長の固定概念やしやくし定規にとらわれ過ぎない柔軟性や行動力、そして、他者尊重の姿勢が強く感じられ、結果として合意形成を容易にしているものと思われま

す。任期を6月に控え、総括として、石井町長の政治姿勢について伺います。

1点目といたしまして、職員との信頼関係の構築や職員のモチベーション向上のために、石井町長はどのような取組をされたのか伺います。

2点目といたしまして、町民の負託を受けた町長も、また議員も一長一短があるが、町長は自らの政治姿勢を顧みておられるのか伺います。

3点目といたしまして、令和7年白子町は節目の年であります。町制施行70年を迎え、DMO観光地域づくり法人、名称は一般社団法人プロモーション白子の始動、そして、5月には白子町の命運を左右する町長選挙が行われます。石井町長の進退について伺います。

以上が私の質問事項でございます。石井町長の明確なる答弁を求めます。

○副議長（大多和正夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大塚議員のご質問にお答えします。

スーパーマーケット及び企業誘致についてということ、まず最初の質問でございます。

企業誘致は、新たな雇用の創出、税収の増大、Uターン者の定住による人口の増加等につながるものであり、地域経済の活性化を図るための重要な施策であると認識しております。

町では令和5年3月に企業立地奨励金交付制度を創設し、町内の事業者や工場等の新增設に対する財政的支援、雇用促進奨励金の交付など、企業の誘致に向けた取組を行っているところであります。

企業誘致の成功には、用地の確保とインフラ、いわゆる道路・水道・ガス・電気などの条件が整った土地が重要となります。本町では、新たな企業誘致が進まない要因とし、一定面積を超える誘致を考えた場合、用地確保にはどうしても農地転用を考える必要があると思います。農振除外や農地転用については、計画から着手まで時間がかかると考えており、候補地としての魅力のある土地を用意するのはやはり難しいところではありますが、都市マスタープランなども踏まえ、計画していけばと考えております。

次に、質問2のスーパーマーケット誘致や予定地は、町長の掲げるコンパクトシティ構想における商業施設ゾーン外では選択肢はあるのかということですが、スーパーマーケットを誘致する予定地については、白子町の今後のまちづくりを考慮しますと、人口減少に対応した拠点形成が必要であると考えております。そのため、町民の生活を支える機能を集約した生活拠点ゾーンを形成し、そこへスーパーマーケットを誘致することで、町民の生活利便性の向上を図りたいと考えております。

次に、スーパーマーケットの誘致における進展が見られたかどうかということですが、スーパーマーケットの誘致については状況は芳しくありません。進展はありません。ただ、現状を甘んじて過ごしているわけではございませんで、買物弱者支援対策として地域公共交通活性化協議会にて、交通事業者と公共交通の町外輸送の位置づけについて協議を進めるとともに、福祉タクシー券の増額を新年度予算に計上する予定であり、今できることの最善策を打ってまいります。

スーパーの誘致でございますが、正直言いますと9先ぐらい検討していろいろやりました。それで、今、正直言いますと、ここのスーパーハヤシの前辺りでも、農振の除外の関係とか、そういうものも大分、県のほうと話し合っている形になったんですが、最終的に、ある業者が出るという予定で進めておったんですが、結局その業者がちょっと待ってくれという形になっちゃったわけでございます。そこに出るだけじゃなくて、要は、出るために、やはり町かその辺にいろんな条件的なものを整備してくれという条件がついちゃっているわけです。というのは、何が言いたいかといいますと、結局、マーケットとして、はっきり言いますと白子町のほうのマーケットというのは、まだ白子バイパスが抜けているわけでも何でもない中で、非常に厳しいマーケットでございます。ですから、先ほど大塚議員がおっしゃった、ほかの場所でもいいかということで、どこでも来る場所が来て、そこでいいよということであればそんなの全然構いませんから、それはそれで構いませんけれども、基本的には、最終的には白子バイパスが抜けて、横の、あと、南北の道もある程度整備できれば、相当な

マーケットが確保できるわけでございますので、そこでは恐らく出てくるというふうに思っております。

そういうことで、スーパーマーケットの誘致においてはいろいろ問題がありまして、だから、最終的には私はあそこの場所に、やはりある面では、こちらが建物を仮に建てるとか、そういう形で、ある程度セットしてあげて出店してもらおうという形しか方法はないというふうに、私自身は思っているのが現状でございます。

次に、私、町長の政治姿勢についてのご質問でございます。

私の任期中、職員と信頼関係を深め、職員のモチベーションを高めることを重要な課題として取り組んでまいりました。具体的には、職員の能力向上を図るため、研修の機会を積極的に提供し、業務改善に関する提案があれば可能な限り取り入れる姿勢を貫いてきました。

また、職場環境の改善や職員の声を反映させるために、毎年職員アンケート、自己申告書を実施し、その結果を施策に生かす努力をしております。今後も職員との対話を重ねながら、信頼関係をさらに深めてまいりたいと考えております。

そのための新たな取組として、例えば職員と定期的な意見交換会を開催し、現場の声を直接伺う機会を増やすことも検討し、職員のさらなるモチベーション向上を図っていききたいと考えております。

次に、私自身の政治姿勢についてお答えします。

私は就任当初から、コンプライアンスの徹底、公平公正、行政の透明性の確保を何よりも重要な価値観として掲げてまいりました。これを実現するため、日々の意思決定においても、法令や規則の遵守はもちろんのこと、住民の皆様に対して説明責任を果たすことを強く意識しております。

一方、私自身反省すべき点としましては、民間の銀行出身である私が当初描いていたスピード感で行政を動かせなかったことが挙げられます。行政においては、単に成果を追求するだけでなく、適正な手続を経るデュー・プロセスが求められることをよく認識しました。この点は、今後の行政運営においても引き続き意識し、よりバランスの取れたかじ取りを行ってまいりたいと考えております。

また、議員の皆様との連携についても、学校の統廃合をはじめとする重大な意思決定の際には事前に全員協議会を開催し、議会の意見を丁寧に伺うよう努めてまいります。こうした取組を通じて、町政の透明性と住民の信頼向上を図りたいと考えております。

引き続き議員各位、町民の皆様及び職員と共に、住みよい町の実現に向けて全力を尽くし

ていきたいと思っております。

最後に、私自身の今後の進退についてであります。先般選挙管理委員会の会議において、次回町長選挙が令和7年5月25日に執行されることになりました。私はこの場をお借りしまして、来る5月の町長選挙に立候補することを表明したいと思います。

令和3年6月から町政のかじ取り役を担わせていただきましたが、課題解決、公約の実現にはまだまだ道半ばであると考えておりますので、ぜひとももう1期4年間のかじ取り役を務めさせていただきたいと思っております。

私自身、白子町は大きな可能性、ポテンシャルを持っていると思います。この可能性、ポテンシャルを引き出すための施策を展開し、これまで以上のさらなる白子町の振興発展と町民の皆様の福祉向上のため、誠心誠意働いてまいる所存であります。

どうぞ議員各位、町民の皆様の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（大多和正夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ご答弁をいただき、ありがとうございます。

それでは、幾つか町長にお尋ねしたいと思います。

先ほどの1項目の1点目について要望させていただきたいと思っております。私が言うのもやぶさかではございますけれども、白子町の今のインフラの状況、あるいは先細りのマーケットの動向を鑑みれば、町長言われたように、普通の状態で出店要請をかけても、これはそれほどアグレッシブな企業の方はおられない。やはり手厚い優遇措置、私の言葉で言えば色をつける。色をつけて企業に出店してもらおうと、こういうことになると思っております。

そういう意味で、ここは要望させていただきますけれども、しゃくし定規にとらわれず、町民が目先で、町民が今、助けてくれと。困っているわけですから、その声を重く受け止めて、しゃくし定規にはとらわれず、町長の決裁で、ご判断いただいて、手厚い優遇措置をつけていただきたいと思います。切に思うのであります。

2点目の再質問をさせていただきますけれども、スーパーマーケットの出店予定地とされるところはハヤシスーパーの東側であると、私はかねてよりそう伺っております。先ほど町長も申されましたけれども、土地の地目が農振地という非常に大きな山といますか、障壁が立ちはだかっていると。そしてこの農地転用をするに当たっては至難のわざであると。先ほどの町長のお話を伺っていると、私なりに解釈いたしますと、土地の問題というのは東側においてクリアできたと、こういうふうな捉え方でよろしいでしょうか。

ただ、その先の、名前を出して恐縮ですけれども、ナリタヤさんが白子町と出店交渉はお断りさせていただくと、こういう運びになったということによろしいでしょうか。お願いいたします。

○副議長（大多和正夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、かつてのスーパーハヤシの東側、これにこだわるわけではないんですけども、ただあの近辺に持ってくるのが一番最適だというふうに私は思っております。

ですから、例えば今サッカー場がある場所、あそこには、ある面では、町としては公民館がもうなくなってしまっておりますので、実際公民館を建て替えしなきゃいけない。それには、長生村で建てた交流センターという形のものが最適でございますので、それをあそこに、サッカー場に持ってくればいいんじゃないかと私自身は思っています。ですから、これは非常にいい場所だと思います。

それと一緒に、例えば店舗、そこにスーパー用地を確保してやって、それで、そこに誘致するというような形でやれば結構入ってくる可能性もあります。

それと、やはり一番マーケット的には、白子バイパスの第3工区が関まで抜けることが前提だと思います。そうしないと関のお客さんが来ないわけですから、それが前提です。

それとあと、南北の道路も、ある面ではちょっと白子中のところでクランクしちゃってまして、あそこが非常にまずい場所でございますので、あの手前から、今、水道工事が今後予定されております。だから、水路のところに県道を付け替えまして、それでいきますと長生村のほうへ真っすぐ行けるようになるんです。これもこの間長生土木行っているいろいろお願いしてきたところでございます。その水道用地に関しては、財務省から町のほうに寄附が受けてありますので、大体9メートルぐらい確保できるということで、そういう形で、南北の通りもやりまして、それでその中心にスーパーが立地すれば、今まで恐らく、スーパーハヤシの段階で年商10億がいいところだったわけなんです。それをやはり、15から20億ぐらいないとなかなか出てこないというふうに思いますので、ある程度の周りのインフラが整備されないと、非常に厳しいというのが私の見解です。

ですから、スーパーはいずれにしてもこちらから、今、大塚議員からよく言っていただきましたけれども、やはりある面ではこちらがある程度の条件を出して、来てもらうような形を取らないと、恐らく無理だというふうに思っています。それには、茂原のせんだうを誘致した業者さんがいまして、そちらともいろいろやり取りして、業者を紹介してもらっておりますから、そちらともまた話合いもすれば、出店してくる業者もあるというふうに思ってお

ります。

以上です。

○副議長（大多和正夫君） 1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） それでは、今の件について再々質問を行わせていただきます。

土地の提供についてはいい結果になっていると、このように解釈してよろしいでしょうか。

土地は用意ができるんだけれども、要するに来ていただく企業が、なかなか手を挙げてくださる企業がないということだと思んですけども、この白子の人口減の、人口の動向を見れば、先ほど冒頭で申し上げたように、なかなかアグレッシブな企業はないと。そういう中で、私は思いますけれども、もちろん町長が東奔西走されて、その出店のために動いてはいらっしゃると思んですけども、我々議会もスーパー誘致にやっぱり力を入れようという議員各位もおられます。

町長、日頃おっしゃっておりますけれども、町長と議会というものは車の両輪であると。ならば、なぜ協力体制をしようかと、町挙げて協力体制をしいて、何が何でもこの町民の切望であるスーパーを一年でも一か月でも一日でも早く持ってこようと気になりませんか。私たち議員は、蛇でもなければ鬼でもありません。ひたすらまちづくりの思い、ただその価値観が異なるための話です。どうぞスーパー出店に向けて、町長、私たち議会に協力体制をしように、投げかけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、私は2 項目の町長の政治姿勢について再質問させていただきたいと思います。

1 点目の件についての再質問になりますけれども、コミュニケーションというのは、これはもう当然、業務を遂行する上で発生するものです。私がここで申し上げたいのは、私も社会人のときによく上司に言われた言葉があります。いいか。コミュニケーション、インフォーマルなコミュニケーションが信頼関係にある意味では築くんだよと。これは私が町長に申し上げなくても、町長は当然それはもうご理解していると思えますけれども、私がいろいろ、聞こえてくる声は、役場の方から聞こえてくる声は、あまりその町長とは、どうも敷居が高いとか、なかなかお話をする機会がないとかという話を結構聞くんですけども、部下である職員の方からしてみれば、やはり上司ですから、部下のほうが、なかなかその上司に雑談的なお話はできないと思います、常識的に考えて。そういう意味で、上司である町長が、例えば今日寒ければ、今日寒いね、どうだった。こういう温かい言葉、自発的に町長が、先に帰るのであれば、お疲れ、また明日もよろしくねこういう言葉というのがあまり聞こえてこないんですけども、町長、こういうインフォーマルなコミュニケーション、自発的に取ら

れておりますか。よろしくお願ひいたします。お答えをお願ひいたします。

○副議長（大多和正夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） そういうふうに捉えている職員もいらっしゃるかも知れませんが、私なりに、お先に失礼とか、そういう形で声をかけて、朝はちゃんと、私が来る時間にはあまり来ている職員はないんですけれども、挨拶はしているつもりでおります。

それで、一番やはり接触の機会があると、やっぱり決裁に私のところへ来る職員多いんですけれども、そういうときにはいろいろ話をするような形を取っております。

基本的に、私のマネジメントの手法としましては、やはりその上司を通じた形のガバナンスを利かせていく形がベストだというふうに思っています。私も実際、数百人の部下を持ったときもありますし、これ全部個々にやるというのは、20人、30人ならそういう形もできますけれども、100人以上になりますと、やはり、ある面では間接的な部分もしようがないところがありますので、決してコミュニケーションが不足している部分も相当あるかも知れませんが、そういうつもりは一切ないです。

形的には、上司、課長補佐、そういう人たちを入れての全体のガバナンスを取っていくのがやはりベストの、組織としての一番の効率が上がるものだというふうに私自身は思っています。

○副議長（大多和正夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 今の町長のご答弁、承知いたしました。

この件につきまして要望とさせていただきますけれども、雑談の効用というものを決して侮らないほうがよろしいと思います。お願ひいたします。

続きまして、2点目について再質問させていただきます。

先ほど町長のご答弁を伺いまして、ご自身を客観的に見られてのことであると、私はそのように理解しております。人には得手不得手はあります。町長もこの限りでございます。

さて、まちづくりとは、多くの人も巻き込んでいくことだと思います。町長は、人を動かすものは何であると考えますか。お答えをお願ひいたします。

○副議長（大多和正夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 人を動かすのは一番先に、やはりその人自身と部下とのいわゆる信頼関係だと思います。ですから、例えば言行不一致な形とかそういうのは絶対駄目にして、やっぱり信頼関係を構築できるかできないかで、一番大事なことだというふうに私自身は思っています。そういうことです。

○副議長（大多和正夫君） 1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） 承知いたしました。

では、3 点目の件について再質問させていただきます。

来年の5月25日に施行されます町長選挙に名のりを上げたということでございますけれども、町長も先ほど申しておられましたけれども、行政というのはスピード感が重要だと考えますけれども、残りの任期が6か月となりました。この6か月で、これだけはやるんだということを町民に示していただければ、約束していただければ、6か月の間でこれだけやりますと、何かございますか。お願いいたします。

○副議長（大多和正夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 正直言いまして、私、いろいろ公約に上げたりしていまして、全てのものをいわゆる下の段階から全部やってきたわけです。

まず総合計画の変更、これ5年目の変更、これが総合計画基本になっていますから、何かやろうとしてもこれが全部ネックになっちゃうんです。それを変更した。

それから、今この間も、今日も最終的な答申が出たんですけれども、都市マスタープラン、これも全部出来上がって、もう配布されたというふうに思っております。

それから、例えば観光の関係も、観光振興計画ができて、それからDMOができたという、そういう形でやっと、何かやろう、やるための基盤ができたというような状態だというふうに思っています。

その以外に、例えば、いろんな、今まで私出た中で、町の改革はどんどん進めてきました。進めてきまして、非常に明るいといえますか、きれいな町になってきています。ただ、いまだいろんなことがまだまだ出てきているのも現実でございまして、これはやはり、長期の政権の後でございまして、そういうものがいっぱい出てくる可能性はあるわけなんですけれども、だからそういうもので、これがどうのこうのって、そんなに、あと半年でできるものというのはあまりないわけですし、ただ言えることは、いずれにしても基本的には、白子町の最終的なあれというのは、やっぱり人口減少をどうやって止めるかというのが白子町の再生の大きなポイントになります。

ですから、これに基づいていろんなことをどんどん今後詰めていきます。

先ほど高山議員からお話があったように、住宅用地の確保とか賃貸住宅を造るとか、こういうものというのはもう徹底的にやっていかないと、白子町本当に遅れちゃいます。ですから、学校の統合も、これも一つ一つやっていかないと、次から次へと出てきているわけです。

とにかく公共施設がこれだけ老朽化しちゃっているわけですので、これを早くきれいな形にしないと、白子町の皆さんの幸せが遠のいていっちゃうような気がしますので、この辺もしっかりやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（大多和正夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ご答弁いただき、ありがとうございます。

では、その件につきまして、私のほうから要望させていただきます。

町長は今、6か月でできることは難しいんだと、こうおっしゃいましたけれども、私は一つあると思います。それを提供させていただきます。

それは、茨城県のつくば市の事例を申し上げますけれども、市長の退職金が市政評価によって決まる試みですが、これは全国的に大きな話題になりました。この試みを白子で実行することは、これ例えば3月の議会に、条例改正か何か出せば、皆さん議員は多分、議員各位は賛同されると思います。町民の声を重く受け止める石井町長の政治姿勢には、私は符合すると思います。町民による、要するに今町執行部が進めておられるまちづくり、町民がどう思っているのか。そのご判断を仰ぐ、これはもちろん町長が町長選挙に出馬するということはありませんけれども、それ以前に、町民の方がこの町政の進め方についてどのような採点をされるのか、ご判断を仰ぐ。

そしてもう一点は、石井町長もかつての答弁の中で、やっぱりこの白子町を周知させることなんだと。これは、先ほど申しましたように、白子町の話題性を全国に発信する千載一遇のチャンスじゃないでしょうか。自ら町長が自分の退職金を町民の評価によって決めている。大きな話題になると私は思います。ぜひ町長のご決断をいただきたいと思います。

そして最後に、私の質問の総括として、石井町長に要望をいたします。

それは、今年も師走の折でございますけれども、暦の関係で、今年は27日が役場の御用納めでございます。御用納めの日には、全ての職員の方の名前を一人一人呼ばれて、そして握手をされて、今年1年お疲れさまと労をねぎらっていただきたいと思います。これは町長の胸三寸で実行できます、27日に。

時代が昭和、平成、令和と移り変わろうとも変わらぬものがあります。それは、人というものには理屈では動きません。人を動かすものは情で動くんだと、そういうことでございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございます。

○副議長（大多和正夫君） 以上で、1番大塚貴充君の一般質問を終結いたします。

◎休会の件

○副議長（大多和正夫君） 日程第11、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日12月14日から12月18日までを議案調査のため休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、12月14日から12月18日までを休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○副議長（大多和正夫君） 以上で本日の日程を終了いたしました。

12月19日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 2時57分

令和6年第4回白子町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年12月19日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 3 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 3号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 白子町重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 令和6年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について
- 日程第 9 議案第 8号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について
- 日程第10 議案第 9号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第11 議案第10号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第12 議案第11号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第13 発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 発議案第2号 白子町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	大塚貴充君	2番	前田充浩君
3番	秋葉広行君	4番	高山隆一君
5番	長島誠一君	6番	今井滋則君
8番	梅澤哲夫君	9番	宗島理仁君
10番	酒井良信君	11番	今関勝巳君
12番	大多和正之君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

欠席議員（1名）

7番 大多和正夫君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	大矢務君	企画財政課長	齊藤貴人君
税務課長	田邊健治君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	石井宏樹君	商工観光課長	北田和弘君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	金坂潤一君
住民課長	増井角栄君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	三橋久美子君	教育課長	岩本洋之君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	三橋政明君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	田辺悦子
書記	渡邊直也	書記	上代智也
書記	中古珠輝也	書記	林昌弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 今 井 滋 則 君

○議長（梅澤哲夫君） 6番今井滋則君の一般質問を許します。

6番今井滋則君。

○6番（今井滋則君） 皆さん、おはようございます。通告順に従い、1項目3点についてお聞きします。

1点目として、道路交通法の改正に伴い、2024年11月から自転車の運転中にスマートフォン等を操作するながら運転の罰則が強化され、自転車の酒気帯び運転が新たに罰則の対象となりました。このことについての記載が、11月に刊行された広報しらこには何もありませんでしたが、今後、町民に対してこのたびの道交法改正について周知を図ろうとする考えがあるか伺います。

2点目として、千葉県警察によると茂原警察署管内で令和5年に発生した自転車事故は321件となっており、また、よく見られる違反として歩道通行や右側通行があるそうです。最近、高校生が通学中に自転車で高齢者をはねて死亡させたという事故がニュース等で話題となりましたが、この高校生も歩道を走行していたようです。やむを得ない状況で歩道を走っていたのかもしれませんが、本来してはならないことをしているという意識をしっかりと持って運転していなかったためこのような事故を起こしてしまったのではないかと思います。

自転車乗車時の安全意識を高め、こういった事故をなくすために白子町では自転車の交通

安全教育をどのように行っているのか、現状を伺います。

3点目として、前述しましたとおり、自転車は車道を走行しなければなりません、車道を走ることが困難な場合には歩道通行をすることも可能ということになっています。現在の白子町の町道は、自転車が歩道を走ることが余儀なくされる場所が多く、歩行者、自転車ともに少し窮屈な思いをしながら移動していると思います。

より快適な交通を促すため、町道に自転車通行帯の設置をする考えがあるか伺います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今井議員のご質問にお答えいたします。

道路交通法改正に伴うスマホ・自転車の酒気帯び運転が罰則となったが、今後の周知の考えについてということでご質問ございまして、広報しらこへの掲載については、町では行っている事業や制度の周知、報告等に多くの紙面を割いておりまして、法の改正等の掲載については、警察、税務署、裁判所や保健所などの他の行政機関から依頼があった場合に記事の記載をしております。

11月の道路交通法改正は、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること、また、自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡、重傷事故となる場合が高いことから、交通事故抑止の面で町としても重要な改正であると認識しておりますので、関係団体と連携した街頭啓発のほか、町ホームページなどで道路交通法の改正内容について周知してまいりたいと考えております。

次に、2点目の自転車の交通安全教育については教育長より答弁させていただきます。

次に、3点目、町道の自転車通行帯の設置の考え方があるかどうかというご質問でございますが、次に、町道における自転車通行帯の設置についてですが、町では第2次千葉県自転車活用推進計画に基づき、自転車が安全・安心に利用できる環境づくりを進めていく考えであります。しかしながら、町道の道路幅員の中では自転車専用通行帯の整備は困難であります。歩行者や自転車利用者の安全性を速やかに向上させることを重視してまいりまして、今後、新設や拡幅する道路につきましては車道混在型の整備を検討していきます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 自転車の交通安全教育はどのように行っているかについて、今井議

員のご質問にお答えをさせていただきます。

児童生徒の安心・安全と命を守ることは、学校教育におきまして最も大切なことと捉えております。交通安全につきましては、自分の身を守ることを優先に、また、自転車を利用する際には、自分の身を守ることに加えて、加害者にもなり得ることもあることを指導しております。

小中学生のときから、交通ルールの遵守につきまして発達段階に応じた指導をしております。具体的には、各学校とも毎年警察官、交通安全協会の方をお願いして交通安全教室を実施し、専門的な見地から交通安全についての講話をいただいております。また、校内のグラウンドに信号機を立て、実際の場면을想定した指導や、実際に自転車を利用して交通ルールを守ることの大切さを学習させております。交通安全教室以外では、道徳の時間、そして毎日の短学活や全校集会で、児童生徒が自分事として捉えられるような話を聞かせて考えさせる場面をつくるなど、各校とも計画的に交通安全教育を行っているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 6番今井滋則君。

○6番（今井滋則君） それでは、1点目の再質問をいたします。

今、ホームページ等に説明しているページがあると思えますけれども、高齢者の方とかはホームページとかなかなか見られないと思うんですけれども、関係団体等を使って周知すると答弁がありました。どういった感じで高齢者の方々に説明していくのかお聞きします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、安協関係団体というのは、安協あるいは警察等で毎月10日、あるいは交通安全週間において、交差点において街頭指導を行っております。ここで、以前でしたら、コロナ前でしたらチラシとかの配布を行っていたんですけれども、コロナ以降についてはこういうことがままならない状態でございますので、そういう注意喚起をしたり、指導したりということができかなというふうに考えております。

また、高齢者につきましては、ふれあいセンターとか、そういうところにポスターを掲示させていただいて啓発させていただければと、あるいはチラシも含めてですけれども、啓発活動をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 6番今井滋則君。

○6番（今井滋則君） ありがとうございます。

では、2点目の再質問といたします。

学校では重要なことで交通安全講習をやっているということですが、白子町の一般の方にはどういった講習をしているのか、していかなきゃいけないのか、意識を高める必要があると思いますので、一般の方にも講習等をしてもらいたいんですけども、どういった講習等があるのか教えていただければと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。

今のところ、制度の改正ごとにそういった指導とかは特に行っていないんですけども、これにつきましては、今後になりますけれども、例えば警察等からご協力いただいて指導していただくとか、そういうところは検討していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 6番今井滋則君。

○6番（今井滋則君） それじゃ、2番目と3番目では要望なんですけれども、白子町は平たんでウォーキングや自転車での移動に非常に適した地形です。地球温暖化防止や町民の健康のため、また、観光で来町された方や免許返納の後押し、その後の移動手段など様々な観点から、できる限り自転車での移動も安全・安心にできる環境整備、教育が必要と考えます。

ぜひ、車等に頼らなくても町内を移動できるよう、自転車の役割拡大に向けた人と地球に優しい環境づくりをお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で6番今井滋則君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 正之 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告順に従い2点、一般質問を行います。

まず、1点目の白子町の地域資源活用について。

今朝の新聞記事に「温泉文化世界遺産へ」との掲載がありました。白子町の温泉の有効活

用について伺います。

訪れたお客様の笑顔が見られる魅力あるまちづくりの実現に向け、持続可能な新しい観光の形に積極的に取り組むとした白子町観光振興プランによると、魅力が十分に発信されていなかったとする温泉を中心に、観光を支えてきたテニスをはじめとするスポーツ施設、オリンピック開催で注目を集めたマリンスポーツ、白子町の農産品、点在している地域の歴史、生活文化など、多くの地域の資源を基に、町民も交えて改めてその魅力を整理し、町民と旅行者が、ともに誰もが健康になれる町のコンセプトを実感できる情報の整理とコンテンツの造成、受入れ環境の整備を行うとしています。また、温泉をはじめ、白子町の様々な観光資源に町民が親しんでいなく、魅力に気づいていないとしています。

地域としての観光振興を始めるに当たり、町民に温泉やスポーツ施設、健康をテーマとした様々なコンテンツの利用を促し、その魅力を理解していただくことが重要とありますが、魅力的な白子温泉の有効活用をどのように考えているか伺います。

続きまして、効果的なブランディングについて伺います。

2021年6月6日、36年ぶりに行われました白子町長選挙、12のマニフェストにより、イカダのぼり、たまねぎ祭りなど各種イベントの内容を見直す時期を迎え、地域活性化につながる企画を提案し、効果的な白子町のブランディング化を提案するとしています。地域資源を有効活用し、魅力的なブランドイメージの構築、さらには発信する白子町のブランディングが重要であることを十分理解した上での町長の提案であったと思います。

そこで、コロナ禍を経由し、実質的には短期的な実施成果にはなるとは思いますが、2025年5月25日投票日を迎える町長に伺います。今任期中に提案した地域経済の活性化やイメージ向上に向けたブランディングにおける実績と分析した効果、結果を伺います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

白子温泉の有効活用についてということを中心にお答えします。

白子温泉については、中里地区を中心とした白子町温泉ホテル協同組合が設置管理していることはご承知のとおりだと思います。町としましては、コロナ危機を乗り越え、厳しい状況の中、中核的産業としまして、また観光分野の中心として、これからも大いに期待しているところであり、温泉組合に対しては維持管理費として源泉の購入費用や電気料と、それから

維持管理費の3分の2の補助を行ってまいりました。また、今年度からは誘客宣伝費用として2分の1の補助を行っており、これから白子温泉の宣伝効果に期待しているところであります。

有効利用とのことでありますが、維持管理費以外の誘客宣伝もまさにそれであり、誘客宣伝費や補助を開始しました。また、白子温泉を知らない町民も多くいることと聞いておりますので、まずは町民から知っていただくことから始めて、温泉桜祭り期間に合わせて町民入浴無料サービスを計画しております。また、その期間中の宿泊者に対してもプラス1品サービスを行う予定で、今後の誘客につなげたいと、組合と共に進めているところであります。

白子町の魅力を伝えるには白子温泉を後押しすることが、町としてはやるべき重要な事業と考えております。今後も、新たな企画を考えるなどして白子温泉の魅力を伝えてまいりたいと思っております。

次に、効果的な白子町のブランディング化についてのご質問でございますが、本年、町制施行70周年記念事業として9月にハゼ釣り大会を実施し、町外からの参加者37名を含む66名の方々にご参加いただきました。11月にはモルック体験会を実施し、町民約30名の方々に参加いただきました。町が実施主体となるイベントではありませんが、地域おこし協力隊の小林君が夏祭りを3年続けて実施しており、本年は約1万7,000人の方々の来場があったと聞いております。この夏祭りでは、70周年記念事業補助金を活用して、有名声優7名を招いており、今までとは違った盛り上がり方を見せていたようであります。

また、任意団体が開催しております青空祭り、今年は12回目を迎え、来場者数7,000人であったと聞いております。このイベントでも70周年記念事業補助金を活用して、新たなコンテンツを取り入れ、ご参加いただいた方々にも好評だったと伺っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 地域資源について再質問いたします。

温泉は貴重な観光資源です。ぜひとも有効活用していただきたいと思いますが、町民に対してはどうでしょうか。以前の一般質問で、白子温泉組合と協議し、日帰り入浴を町民が利用したときは、住民サービスとして検討していくべきとの見解がありましたが、町民に認識していただく上で必要な部分であると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今申し上げましたように、温泉桜祭りで町民を無料にするということ

でお話ししたとおり、その形で町民にまず知ってもらうことをもう少し努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再々質問いたします。

近年の温泉地は、20代から30代、いわゆるミレニアル世代やZ世代の利用者が想像以上に多くなっています。温泉に行ったら1泊2食の旅館に泊まることがスタンダードと理解している我々の世代と異なり、新たな湯治文化を生み出し、世代に向けニーズに合ったテレワークやワーケーションなど新しいライフスタイルとともに、新しい旅や観光のスタイルの提案を望みます。

また、観光資源以外にも優良なキーワードであったコンテンツが白子町は存在していますので、白子温泉の有効活用と併せて、今後、白子温泉の魅力をどのように世間に広めていくか、その辺を、町長のこれからの展望を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 観光振興計画、これも全然今までなかったんですけども、この間やっとこれができるまで、それで結局、最終的には今、白子町のテニスを中心とした観光、これだけでは先細りだということで、やはり温泉を重点に進めていこうということで、観光振興計画となっております。

それに基づいて、またDMOもこういう形で、今後、今もう法人ができましたけれども、進めている状況でございまして、その観光に関しましては、正直言いまして、コロナ前ですけども、年間40億円ぐらいの規模があるわけでございます。ですから、白子町の素晴らしい経営資源でございますので、これをどうにか今まで以上に増やしていかなければいけないという考えは常に思っております。

そういうことで、観光を中心に、ある面ではDMOも活用したり、いろいろなことをして、最終的には進めていきたいというふうに思っております。とにかく基幹産業の一つでございますので、これはぜひそういう形で進めていきたいというふうにも思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、最後になります。要望になりますが、白子温泉、先ほども町長が、いろいろ広めていきたいとお話しでしたが、この間、温泉組合の方々とお話を

しましたら、現在の温泉の井戸元からの湯量が少なく、この白子の十何軒の温泉組合の方々一斉に使うと、どうしても湯量が足りないそうなんです。それで、その足りないということは、やっぱりこれから発信していくのに不適切だと思うので、今後、町が様々な補助をしていると思いますが、今後、その湯量を増やすような施策、そして町民がいつでも利用できるような、例えば温泉スタンドなども今後整備していただくために、町からの支援をさらにお願ひしたいと思ひます。

以上で観光資源についての質問を終わりにいたします。

次は、ブランディング化について再質問まいります。

白子町の様々な魅力、イベント、情報発信するには、広報、ホームページ、SNSなどがありますが、特にスマホの普及によりSNSは日々の情報発信には欠かせません。

先日、町民の方から、石井町長のSNSは毎日更新されているねとお話を伺いましたので、私も町長のSNSを拝見しました。そうしたら、11月15日から行政情報が毎日更新されていました。毎日の更新は町長が行っているのか伺います。

また、行政情報発信は白子町のSNSでの発信が望ましく、町長のSNSは個人の活動が望ましいと思うので、町長のSNSの管理状況、白子町におけるSNSの運用方法、町長個人のSNSの運用について考え方を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私のSNSで、町の状況は幾分か出していることは確かでございます。それを私がやったり、人にお願ひしたりということも結構あります。

それはいいんですけども、ただ、行政の報告、これはほとんど出ているものというのは、一般的にもう既に出ているものを主体に発信しているわけでございます。広報しらことか、それからいわゆるホームページに掲載されているものを中心に出しているわけでございます。そういうことで、別に私のやっていることが、これが何か違法なこととか、そういうふうには私は思っておりませんが、これが害があるのであれば、私はすぐやめるつもりでもありますけれども、その辺、もしあれであれば、また続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 私は、町長のSNSが別に害があるとか、そういった意味で申し上げたつもりはありません。あくまでも行政の情報を町のSNSで発信したほうが望ましいと思ひますということでお聞きしたんです。

そして、町長が自ら発信したり、ほかの人をお願いしたりというような答弁もありましたが、それでしたら、ぜひとも町のSNSをさらにもうちょっと、町長のSNSぐらい発信していただければと思いますが、その辺の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それはまた検討してみたいと思います。

ですから、私が個人的に出しているのと町が出すのと、これがどこに差があるのか、私も分かりませんが、それがまずいのであれば、私も改善しなければいけないというふうに思いますけれども、別に違法でなければ今までどおりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） じゃ、最後に要望になりますが、ブランディングの状況は本当にこれからの町の魅力を発信する大切なことなので、さらに白子町の魅力を世間にお知らせできるような情報発信をしていただければと思います。

そして、町長に要望いたしますが、先日の議会で2期目へのかじ取りの決意をお聞きしましたが、職員に対するコンプライアンスを守るようにということは大切ですが、まずは町長が見本となるような行動で、これから2期目に向けての後援会活動を行うと思うが、後援会活動は祝日にしていただき、平日は公務最優先で、山積している課題解決に取り組んでいただき、自分の後援会活動より子供たちの将来、未来を最優先でお願いいたしまして、一般質問を終了とします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って2項目5点の質問をいたします。

1項目として、行政報告にもありましたが、10月7日に設立された一般社団法人プロモーション白子について伺います。

この法人は、白子町の地域資源を活用した観光振興事業の展開をするために、3回のボード会議、いわゆる基本メンバー会議、3回の観光地域づくり法人DMO設立準備委員会会議を経て設立されたものですが、今後、DMOへの申請、登録手続等がされ、令和7年4月より本格始動がされるものと思っています。

定款に記された5名の設立社員がキーパーソンとなり運営がされていくことと思われませんが、昭和30年に白子町が誕生してから70年、昭和45年には白子音頭、白子小唄が制作されました。町長にも歌詞を確認していただきましたが、当時の我が町の情景が歌われ、白砂青松の海岸線、地引き網漁、海水浴、これらは観光資源の基軸となって多くの来町者を迎えることができました。このときから半世紀が経過をし、観光の形態の変化、観光資源も大きくその姿を変えてきています。

1点目として、今進めようとしている観光地域づくりは、どのような町の姿を描き、この法人がどのような運営、事業展開をしていくことを期待しているのか、運営方法も含めて伺います。

2点目として、事業費用について伺いますが、この法人は正会員をもって法律上の社員とするとありますが、会費は不要とするとなっています。資本金がない中で事業を進めるに当たり、どのような形を取るのか伺います。また、基金の拠出見通しがあれば伺います。

3点目として、具体的な施策の展開について伺いますが、観光振興計画における施策内容10項目の中で、当座は観光まちづくり推進組織の設置、地域外の観光推進団体、関係事業者との連携などが進められると思いますが、DMO登録がされた場合、本法人が白子町の観光振興計画の多くを主導することになると考えられますが、そのような法人であるのか理解をしてよろしいか伺います。

4点目として、DMOとして登録された場合、ブランディングの策定、K P Iの設定を含

め、基礎的な役割、機能を求められますが、これらを賄う人材の確保についての考えを伺います。

2項目として、これまでの町政運営について伺います。

私が申すまでもなく、国政は議院内閣制をもって、地方自治体は二元代表制をもって、それぞれ運営方針を決定し、施策の執行がされていく仕組みとなっています。

地方自治では、首長と議会は対等の機関として、首長は執行する側に、議会は議決、執行の監視、または政策提案をしていくこととなります。この両者は、相互の牽制、抑制と均衡によって緊張関係が保ち続けられるよう求められています。

改めて、この二元代表制の捉え方について伺います。石井町長が就任してから3年半、残りの任期が半年となりました。この間、ご自身が掲げられた公約に沿って町政運営をされてきたように思いますが、改めて振り返らせていただくとき、私の主観ですが、保ち続けるべき均衡が崩れてしまった場面が多くあったように感じます。

就任後の初議会での条例改正の専決処分の否決、その後、訴訟となった町有財産管理の問題、補助金の取扱い、道路工事の発注に関する事、小学校適正配置に関わる予算の否決など、多くが新聞報道され、また白子町かと言われるぐらい町民の混乱と町政の停滞もあったと判断をしています。また、9月からスタートされた学校給食費の無償化事業については、年度当初では事業化されておらず、庁議制度をもって進められ、議会への説明、周知がされませんでした。

二元代表制で最も必要とされる相互の牽制、抑制と均衡とは何か。私は、お互いを信頼し、理解度を共通させること、是々非々の議論が尽くされること、その上で確かな協力関係が構築されていくことが地方自治の根幹であると思っています。町長の見解を伺います。

以上2項目4点について質問いたします。明快な答弁をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。一般社団法人プロモーション白子についてのご質問で4項目あるわけなんですけど、お答えします。

まず、①の運営方法についてですが、一般社団法人としての活動、運営となります。本法人は利益の追求を行う法人ではありませんが、地域づくり法人として地域の稼ぐ力を引き出すとともに、白子町の資源を活用した地域経営の戦略、町政を実施することで地域の活性化

につなげていきます。

次に、費用負担の多くを占める人件費については、地域プロジェクトマネジャー、地域活性化企業人等の特別交付税による予算措置制度を活用するとともに、公的法人として不可欠である管理業務の初期作業等やガバナンス体制の構築及び活動の伴走支援についても同様に、国庫補助制度を積極的に活用していき、不足分については町からの補助を活用し、運営していきたいと考えております。今後、活動を進めていく中で収益事業を模索していき、町からの補助負担の軽減を目指していけるように取り組んでまいります。

次に、②事業費用についてですが、主立った事業費として、データの取得やその分析のための外注委託費となります。データ分析は、地域DMOとして観光庁での登録を維持するための必須項目であり、毎年の報告が条件となっております。また、活動年度初年度であるために、業務パソコン等の備品や消耗品の整備及び活動に係る費用負担が生じます。

次に、③具体的な施策の展開についてであります。昨年度に多様な業種や団体を交えて実施しましたワークショップにて策定した、誰もが健康になれる町のスローガンの白子町観光振興プランに沿った施策を展開していきます。

最後に、④重要業績評価指標（K P I）の設定についてですが、先ほど事業費用でお話しさせていただいたデータ分析と同様に、DMOとして観光庁の登録を維持するための必須K P I項目があり、その項目を白子町第5次総合戦略後期基本計画及び観光振興計画を基に設定しております。

次に、2番目の町政運営についてお答えいたします。

ご存じのとおり、二元代表制は、首長と議会議員それぞれを町民有権者が直接選挙で選ぶ制度であります。地方自治法に首長と議会を置く旨の規定があり、住民が直接選んだ首長と議会が相互の抑制と均衡によって一定の緊張関係、距離感などを保ちながら地方自治体の適正かつ効率的、効果的な運営を期することとされております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

1項目1点目でありますけれども、ここに持ち合わせているのは、景観とそれから観光振興計画の10項目であります。これを基本に質問いたしますのでお願いいたします。

まず、会社の定款というのは、公証役場に届けてしっかりと定款の認識をさせてもらう中

で、普通、会社であれば事務所の所在地がしっかりと住所記載がされるんですけども、この定款を拝見させていただいたときに、主たる事務所の所在地が白子町というふうにはしかうたってありません。実際に白子町のどこに、この会社の事務所が置こうとしているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 定款の中に白子町としか記されていない状況でございます。こちらにつきましては、現在、観光庁等と、今日も観光庁のほうへ伺って調整しているところでございますが、実際に以前、観光庁との打合せの中で、事務所について確定が難しい状況というのが、実際にどこの場所にというところまで確定していないという場合に、白子町という記載でということで、現在のところそのような状況になっております。

実際に7年度スタートする時点においては、庁舎内で一旦スタートさせていただき、みなしDMOとして確定、その後、DMOとして完全確立の時点では、できれば外に出て会社として成り立っていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

それでは、基本的には今設立しましたので、今時点では事務所はどこにもないというふうにご覧いただいております。きつと。そうすると、この設立した会社が令和7年4月から本格的に営業するために、今はこの会社は何をしていくんですか。設立された社員のメンバーには、この中にも2人入っていますし、この方々の今後の業務内容というんですか、これらはどうやって捉えておけばいいのでしょうか。

それからあと、事務局の設置とありますが、この事務局に当たる方々の具体的な人数であるとか、これに関わる経費、これらについては今のところどのような用意がされているのか、総体的な3つの話ですけども、伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） まず、想定する職員、現時点で想定されているのが、まず現時点、いわゆる6年度、会社を今起こして、現在観光庁への申請、登録手続等を行っているのは、実際には商工観光課内で行っている状況でございます。

実際に動いていただいているのは、今のところはうちのほうにいる地域プロジェクトマネージャー、そして、補正予算で委託をかけている地域人材基盤の方、こちらはアドバイス契約

という形になりますので、アドバイザーで白子に来ていただく、それからネットワーク上で、オンラインでいろいろなことを教えていただく、手続について教えていただくような形で、現在、そういう形で動いている。それと、観光庁への届出の書類等の手続上のものにつきましては、JTBがそこはやっているという状況でございます。

実際に今は、後でまた補正予算のほうであります。実際には今年度中については、商工観光課と一緒にバックアップしながら、地域プロジェクトマネジャー、それから地域づくり企業人の2名で活動していく。7年度以降につきましては、実際にそれに加えて活性化企業人の副業版とかというものを使いながら、4名程度で動いていきたいというふうに考えております。

あと、業務内容につきましては、現時点では、まずはみなしDMOとしての登録へ向けての準備ということで、今年度はもう動いていく。7年度以降は、実際に観光庁からの規定もでございます。その中で動く形になりますが、実際にこの観光振興計画の中で、どれが一番スムーズに進むのかというものを6年度中にある程度、目指すところを決めながら、7年度は活動していく。実際に、こちらに10項目程度でございます。こちらをできるだけ多く、できるだけ早く、できるだけ町民のためになるようにという形で考えております。

経費につきましては、人員につきましては実際に、先ほど町長も申し上げました、できる限り特別交付税の措置の対象となるような人員の配置等を考えております。不足分については、町補助金の中から動いていき、できるだけ早くその補助金からの脱出を目指したいというように思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 1点目の中で分かったことは、今設立に社員の今後の業務内容については、当座はそうあるものではないということが分かりました。

また、7年4月に向けての準備段階ですけれども、これらの本格準備をするために、事務局の社員をそろえる、何をそろえるというふうな準備をしているというふうになると思います。その中に地域プロジェクトマネジャーの芹澤さんが専属で入っていくというような方向も見えていますし、さらには、これらについてもっとよく分かっている人というんですか、こういう方をお願いするというような形で進んでいくということの捉え方でよろしいですね。よろしく申し上げますが、本来、会社が、経営をするときに、公的な関わりもあるんでしょうけれども、自走させるとおっしゃったので、自走するためには、この社員、それから

事務局職員が先頭になってこの会社を動かしていくのが自走していく一番早い形だと私は思うんですよ。だから、この辺の役割、社団法人プロモーション白子の役割と町の関わりをしっかりとつくって、どこかで壁をつくって自走していけるようにどんどん仕掛けていく方向がよろしいかなと思っていますので、ぜひともそういう考え方に向けた取組をお願いしたいというふうに思います。

続いて、事業費用についてですけれども、当初の会社の運営資金がないというふうになっていますので、これについては全協か何かで説明をされたというふうに聞いていますけれども、たまたま私用で私がそこにいらなかったものですから、聞いた話によると、町からの補助金として2,000万程度を考えていると。それから、この事務局費用については、国からの賄いの中で総額5,000万程度の中で事業の運営をしていくというふうにお聞きしたんですけれども、これについて、もう一回説明をお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 大多和議員のおっしゃるとおりの、おおむねその程度を予定している形でございます。実際に、こちら新年度のほうの予算となりますので、細かくはちょっとまだあれなんですけど、実際に人件費のほうで約2,300万円程度、あと実際にかかる部分、その中でほとんど特別交付税で賄うというような思いでおります。人件費につきましては。

実際の事業費と言われる部分でございますが、先ほども町長が申し上げたK P I、こちらのチェックですとか、データ収集、データ分析、そちらのほうの費用、通常がいろんなところのDMOの確認をしたところ、実際にそこだけでも700万ぐらいかかるだろう。ただ、うちのほうも走り始めたばかりという、まだ走っていないですが、走り始めるという段階ですので、最低限のK P Iのチェックで動いていければというふうに考えているところです。

そちらにつきましては、これが約400万円ぐらい、それから、今まであったものの掘り起こし、それから先ほど大多和正之議員のほうであった、温泉とかいろんなコンテンツがあるではないかという話もございました。そちらとの結びつき等を再確認して、新商品の開発などを手がけていく費用として300万円程度というのを計上しております。

初年度についてはそれ以外も、実際に備品ですとか、そういう部分で費用がかかってくるということで、見積もったところ、約2,000万円程度の補助金が必要になるであろうということでございます。

実際に、こちらで自走できるようになるまで大分苦勞をかけるかと思っておりますけれども、よ

ろしくお願いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。

一番思うのは、一会社と一公が関わる中で、その関係性の中でどうしても補助金支出、補助金支出で賄うことが当たり前になってしまうような傾向は、やっぱりよくないというふうに思っていますので、この辺をしっかりと、K P I も含めてそうですけれども、しっかりとした目標を立てて、それに近づけていけるような観光地域づくりをしていってほしいし、そのための町長が肝煎りでつくった法人だと私は思っていますので、この法人がしっかりとした形で自走し、それがやがては町にお返しできるような形に進んでいければなというふうには、私もこれについては、最初はなかなか理解できなかったんですけども、いろいろ議論を重ねていくうちに、確かに観光地域づくりの法人というのは、この白子町自体が観光地として生きていくためには絶対的に必要なものであるんじゃないかというふうなところも感じていますので、この法人にかける思いと法人の力をぜひとも引き出せるように、公としての関わり方をお願いしたいというふうには思っています。

次に、具体的な施策、この法人は、じゃ、何をしていくのかというふうになりますけれども、さっきおっしゃったように、収益事業の展開ができれば自走していく道が開けるというふうになりますけれども、この観光振興計画10項目の中に、プロモーション白子が担うべきものというのは、全部では実際には見てみるとないんですね。商工観光課がやるべきこと、それからプロモーション白子が受けられる分というのは、それぞれありますので、この中を全部プロモーション白子にやらせようとする、これはこれで無理があるというふうに思いますので、仕分をしながら公と民が共に連携を取りながら、これが達成できるようにしていただきたいと思いますけれども、この進行計画を見たときに、どれを中心にDMOがやっていくのかということを一回具体化させてください。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） どこを中心にとということですが、実際に町のほうで現在幾つもコンテンツがございます。ただ、町のほうだけでは、さすがに町内だけではコンテンツづくりというものもできません。そういう部分については、できるだけDMOのほうで町外に向けて、県内でできるだけ千葉県にお客さんをとという形の、やはり大多和議員のおっしゃるとおり、民間ではちょっとできない、行政ではちょっとできない部分、そういう部分については自由に動けるDMOのほうでと。

それから、例えばそれ以外の今までやってきた部分の中でも、DMOでできる部分についてはDMOで、公のほうでやらなければ、行政のほうでやるべきこと、やはりそういう部分も当然ございますので、そちらについてはこの中できれいに分けてやっていく。また、両者でやっていくのが一番いいというものの中にはございますので、そちらについては両者でということで、今後仕分をきちんとしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） すみません。

それでは、1の4に入りますけれども、KPIを含めた様々なものを、DMOと登録された場合にはしていかなければならないということが観光庁からの指摘、指導になってきますけれども、これらをやっていくためには、よほどしっかりしたスキルを持った方ではないと実際にはつくっていけない、運営をしていけないというふうになると思うんです。観光庁から毎年のチェックも入りますし、それらを含めたときに、芹澤さんと話をさせていただいたんですけれども、彼の持っているスキルというのはやっぱりすごいなというふうには思っています。さらに、それを加えた、DMOの専門の方というんですか、その方々も手配していくというような話をされておりましたので、これはそこを信じながらしっかりとスキルを備えた人材を確保していただいて、これがぴしっと進んでいけるようにしていただきたいというふうに思いますが、その辺の人材確保について、もう一回確認をさせていただきます。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 大多和議員のおっしゃるとおりで、まさしく地域プロジェクトマネジャーが中心となり、今まで観光DMO立ち上げに実績のある、今回うちのほうで招聘をお願いしようとしている方につきましては、観光DMOのほうの、今まで4件仕上げてきたという形で実績のある方、プロジェクトマネジャーは、やはりいろんな分野には精通はしておりますが、そのDMOの立ち上げなり、走っていく様子については、やはり見聞きしたものしかない。その中で、実際にやってきていただいている方が中心となって、その2名を中心としてやっていくような形でこのKPI、最低限のKPIについては宿泊者数ですとか、旅行の消費額、満足度、リピーター率などがございます。これ以外にもいろいろなKPIのチェック項目はあるんですが、まずはこの最低限をクリアしていくことを目標としたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

1つ聞き忘れてしまった点があるので、拠出金を求めるというふうにありますけれども、このプロモーション白子に賛同いただいて拠出金を応募するみたいな形になりますけれども、これらの見込みというのはどうなっていますか。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） こちらは、拠出金、事業費の関係でよろしいでしょうか。

拠出金については、実際に現時点では見込みはございません。現時点ではないです。

ただ、今後見込むとしたら、実際には応援していただける方を広く、応援していただける方を募集みたいな形でできればと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、正会員を町内、あるいは町外を含めてしっかりとした募集をしていただいて、拠出金を望むという形が取ればいいかなというふうには思っています。

そうした中で、これはちょっと的が外れてしまうかもしれませんが、DMOの役割に特に期待したいのは、この地域資源を生かしたまちづくりを考えて、このプロモーション白子のメンバーには農業、商業、工業、観光業、ここで名前を出して恐縮ですが、今井議員を工業の立場で、あるいは宗島議員は商業の立場でというふうな形で、社員として登録をされています。こうやってみると、それぞれのスペシャリストが社員として登録することになりますので、ということは、このプロモーション白子というのは、オール白子というふうな形で捉えていくのがいいなというふうに思っていますけれども、町長も含めて非常に悩んでいた、例えばスーパーの出店の見込みがなければ我々の手でというのも、プロモーション白子の仕事になるのかもしれませんが。こういうことも含めて、しっかりとした社員を抱えるわけですので、それなりの事業を手がけられるDMOになっていくことを強く要望して1点目は終わります。ちょっと難しくてもよく分からないんですけども。

次に、2点目、二元代表制の捉え方について、これはあまり質問ということではできないようなどころもありますけれども、実は議会では令和5年の第1回、令和6年の第1回の定例会に、この2か年にわたりまして、熊谷知事宛てに県道茂原白子バイパスの事業促進に向けた要望書を提出しました。これは、町の経済の発展の柱となるものであることから、議会の

立場としてできることを実践したものです。また、6月に企業団体の主催による県知事と語る会には、議長と共に参加させていただきまして、白子町の実情を理解していただく行動も取ってきました。

しかしながら、このようなことというのは議会だけでは限りがあります。また、首長だけでも限りがあります。こういうことを考えた中で、二元代表制ではありますけれども、二元を1つにして取り組むことも重要なことになってくると思いますけれども、町長、この辺の考えについてはいかがでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりです。

白子バイパスに関しましては、私も県知事に直接何回もそういう形で、いずれにしても今やろうとしているまちづくりとか、そういうものも白子バイパスが一丁目一番地です。これがないと先へ進まないんですよということ、ここまではっきり申し上げて言ってきたわけですし、それで茂原白子バイパスに関してのあれは、毎年定例的に県それから国のほうに申請といたしますか要望に行っているわけでございます。

ですから、この間、議会のほうで初めてそういう形で要望を出していただいたというのは非常にありがたいことございまして、いずれにしても、首長だけで、執行部だけでどうのこうのというのは、無理な部分も相当あるわけでございますので、やはり両者あいまってやることによって結果が早く達成できるという、そういう形になると思いますので、そういう形はぜひやっていかなきゃいけない。

ですから、執行と、それからいわゆるチェック機能を持った議会と、これがあいまって、やはり相互牽制できるような形で、当然、それも議会の一つとしては、議会及び執行部の一つの形としては、そういう形が望ましいわけなんですけれども、あるときは一緒になって、物事を進めるときには、一緒になって進まないとどうしようもないところがありますので、それはぜひひとつ、今後も議会の皆さんにご協力をいただいてやっていきたいというふうに、私自身は思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 最初に聞くべきであったことを聞き忘れまして、私が冒頭に述べた二元代表制の中で、首長と議会の均衡が崩れたというふうに、私は主観で述べさせていただきましたけれども、これの私の主観に対する考え方についてどう思いますか。時間になっ

てしまいましたので、まずはそれをお答えいただきたい。

それからもう一つは、令和7年度当初予算に含まれるであろう小学校の新校舎の設計委託業務量、多分、これ組み立ててくるというふうに思います。今の流れからいって、当然そうなるでしょうけれども、それを含めて議会側では統合に係る検討委員会を立ち上げて、議会のみんなでよりいいものを造っていきたいというお互いの思いで、この前、意見書等を出させていただきましたけれども、これらを含めた中で白子町が取り組む新しい学校づくり、これはやはり唯一無二の学校になれるように、町の当局、これは財政側、それから教育部局、そして議会、これらの均衡をしっかりと保って進めていくのがやはりいいなというふうに思っていますので、この辺をご理解いただいて、それぞれの立場で本当に膝を割って話していきたいというふうには思っていますけれども、これについての考え方も伺いたいと思います。

2点になりますが、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） まず、冒頭言われました過去3年半にわたる中で、いろいろ議会と執行部のほうがぎくしゃくしたことが何回かあったというお話の中でありましたんですけども、結局、初めから私が申し上げていることというのは、ほとんどぶれていないというふうに私自身は思っています。

ですから、最初の公約とか、そういう形で私が申し上げてきたこと、それから改革するんだということを、そういうことは間違いなく私はぶれていないつもりでいるわけなんですけれども、その中に、皆さん方の、議会の皆さんの考え方とそこでぶつかる部分が相当あったような気がするんですよね。ですから、結局、最終的には一緒になるかも分からないんですけども、そのところでぶつかったところがあったというふうに私自身は思っています。

だから、私は3年半前と今とは、私の考え方というのはほとんど変わっておりません。ですから、改革するものは改革するんだということで改革してきたわけです。それによって、いろんな面でいいところも相当出てきておりますし、そういう面で、まず主観的な、最初申し上げられたことについては、そういう形で私自身は思っております。

これは、だんだん時間がたっていけばいろいろと緩和というか、そのわだかまりも取れてだんだん進んでいくとは私自身は思っておりますけれども、今まで皆さんが過去28年間、町長の下でやってこられたことと、私が言っていたことが大分違ったところがありましたので、そのところでいろいろなあつれきが発生したんじゃないかと私自身は思っています。

それから、学校の予算に関しましては、はっきり言って建設費じゃなくて、建設の設計料

の予算でございますので、これは3月の予算のあれで出させていただくつもりでございます。

いろいろ委員会から提言いただいていること、例えば交通が混雑するんだとか、学校の場所がどうのこうのとか、そういう場所もありますけれども、それは最終的には、いろんな形で設計しないとなかなか全部出来上がるものじゃない部分もあるんですけれども、ただ言えることは、皆さんからご提言いただいたことは、最後の学校の建設委員会、最終的には実行委員会で解決できる問題がほとんどだと思います。ですから、そんなに総体で学校は造らなきゃいけないんだと、皆さんはそういうことでおっしゃっているわけですから、あとほかのいろんな出てきている問題点とか、そういうものは解決できる問題だと私自身は考えておりますので、やはり進めることは進めないと、本当によく、先ほども白子バイパスが一丁目一番地だと言いましたけれども、一丁目一番地の中で一番最初にやるのが学校の統合なんですよ。それから進めて保育園やったり、いろんなことをやっていかなきゃいけない。

というのは、今、白子町自体が実際問題として公共施設等の劣化がひどくて、今後維持していくのに相当厳しい場所になってきておると思います。例えば、長南町を見ましても、長南町は庁舎まで終わった。今は公民館をやろうとしている、そういうところがあるんですよ。学校の統合を終わって、公民館じゃなくて庁舎もやると、そういう形で、白子町にそういうのが何一つ終わっていないわけですから、そういう面で一番進んでいるのは、睦沢が長生郡内では一番進んでいますけれども、そういう面で、やはり今現状を皆さん、よく認識いただいて、一日も早くこれを正常に戻さないと、私自身はちょっと今後厳しい状況になっていくように感じておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

感覚的に思うのは、やるべきことをやるというのは、これは執行部側も我々も全く同じだと思うんです。目的は一緒、だけれども私が言いたいのは、この進め方に問題があるのではないかというふうな話をしている。ということは同じなんですけれども、ここが均衡が保たれないと時間を要してしまう。逆に急がなければならないことが時間をかけてしまうというふうなことも、現実的には起こっているような気がしているんです。この辺を、お互い理解してやっていかなくちゃいけないなど。議会側、私自身も反省すべきところもありますけれども、この辺をしっかりとした形で捉え直そうというふうに思っています。

特に、この学校問題に関しては、国の補助事業を有効に活用しなければできない話であり

ますので、しかしながら、結論は出ていますけれども、進めていく経過の中で、昔の言葉で言うと、急がば回れとか、急いで事は仕損じるなんていうことも実際によくありますので、そのことをしっかりと捉えて、本当に唯一無二の学校をつくり上げていくのをオール白子でやっていきたいというふうに思いますので、この辺をしっかりと答えていただければというふうに思います。

改めて冒頭申し上げましたけれども、二元代表制ですので、お互いがそれぞれの立場にありますけれども、この二元代表制というのは、本当に地方自治とかいうものですが、お互いの首長と議会の牽制、抑制というのを本当にしっかりと話をしなければ、牽制もできないし抑制もできない、この均衡を保つこともできないというふうになると思っています。そのためには、やっぱりお互い信頼し合って、理解度を共通させること。さらには、先ほど、28年前町長の話だと思いますけれども、これもその中でやってきたわけではなくて、その中のしっかりとした是々非々の議論が確かに重ねられていて、信頼関係もつくられていたというふうに私は理解をしています。そういうことを含めて、それが確かに、信頼関係が構築されていくことが本当に地方自治の根幹である、町の進め方であるというふうに思いますので、改めてこれについては共通理解をするということで要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 14番市川隆子です。本定例会、私が最後の一般質問となりましたが、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、国保について2点伺います。

1点目は、マイナ保険証についてです。

12月2日から健康保険証の新規発行が廃止されました。私のところにも11月頃から、マイナ保険証の登録をしないと病院にかかれなくなるのかなどのお問合せが数件ありました。今年の11月28日付毎日新聞にも、紙面の半分ほどを使い、拭い切れぬセキュリティへの不安と

して特集記事が掲載されていました。保険証の新規発行はしないとの報道が多くなっていたためか、医療機関でのマイナ保険証の利用も少し増えてきているようです。

しかし、マイナ保険証は、これまでのように健康保険証の確認だけでは済まなくなるということです。全国保険医団体連合会によれば、これからは確認方法が9種類もあるそうです。マイナンバーカードを使う場合には、1つ目として健康保険証の情報をひもづけたもの、これは顔認証と暗証番号の利用です。2つ目として、顔認証だけのもの。3つ目として、乳幼児などの顔認証に不適な人向けの顔写真なしのもの。そして4つ目として、来春から予定でスマホにマイナンバーカードの電子証明書を搭載したもの。そして、さらにはマイナ保険証を使わない場合は、5つ目として現行の健康保険証を使う。6つ目として、資格確認書を使う。あとは、医療機関の窓口でカードリーダーなどの不具合で手続きができない場合、7つ目として、マイナ保険証と資格情報のお知らせ。8つ目として、マイナ保険証とスマホの画面で自分の資格情報を提示する。9つ目として、マイナ保険証と窓口で、自分で資格情報を記載する。この9種類になるそうです。こうしたことは、町民にどこまで周知できているのか不明です。

国は、マイナンバーカードに保険証の登録を勧めるためポイントをつけた結果、10月末の時点で約76%がカードをつくり、そのうち約80%が保険証登録をしたそうです。しかし、利用率は約16%ということです。ある方は、セキュリティが心配で、今は任意と言われているので、どうしてもつくらなくてはいけなくなるまで持ちたくないと言われていました。町ではマイナ保険証を持っている人は何人で何%なのか、また利用状況はどうなのか伺います。

2点目は、国保税の軽減についてです。

国保加入者には低所得者が多く、保険料の事業主負担もありません。それにもかかわらず、国は国保に対する国庫負担を減らしてきました。国保の加入者も、農業や自営業が中心でしたが、今は年金生活者や非正規労働者中心に変わりました。これにより加入世帯の平均所得が減り、加入者の高齢化などもあり、医療給付費が増えています。2018年からは国保が都道府県化され、標準保険料率は市町村が独自の繰入れを行わないことを前提に計算しています。

厚生労働省は、市町村ごとの標準保険料率からさらに進めて、都道府県内の自治体全てで同じ保険料率とする統一保険料にしようとしています。この統一保険料が全国に先駆けて、今年度から大阪府と奈良県で実施され、大阪府では全43自治体が値上げになったそうです。

会社員などが加入する健康保険は、収入に保険料を掛けて計算するので、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保税は家族の人数に応じて掛ける均等割や

各世帯に定額でかかる平等割があります。特に均等割は、仮に1人4万円としますと、家族が1人増えるごとに4万円、8万円、12万円と負担が増えていきます。子供の数が多いほど国保税が上がる均等割は、子育て支援に逆行しているとの声もあります。

令和4年度からは、未就学児は均等割が半額になりました。さらに子育て支援を進めようと、一宮町では18歳まで拡大し、半額補助を実施しています。ほかにも5割、3割補助をしている自治体もあります。町でも、子育て支援として18歳までを対象に補助を考える時期ではないでしょうか。町の18歳までの人数、うち未就学児は何人が伺います。

2番目は、教育問題で教材費の軽減についてです。

今年9月からは給食費が無償になりました。この給食費とともに保護者の負担になっているのが教材費です。憲法26条では、義務教育の無償化が定められています。義務教育では教科書は無償ですが、ほかに入学準備や部活動でも多くの負担がかかります。その上に、各学年によっても違いはあると思いますが、保護者負担があります。

文部科学省が2年ごとに行っている令和3年度子供の学習費調査によりますと、子供1人に保護者が支出した年間の学校教育費は、公立小学校で6万5,974円、公立中学校で13万2,349円だそうです。これには給食費や塾代、習い事などは含まれていないということです。全部を合計しますと、公立小学校35万円、公立中学校53万円とのことです。

物価高騰が続く中、子育て中の保護者も家計のやりくりに苦労していると思いますので、教材費の負担を工夫して少しでも軽減できるよう、学校とも相談して取り組めないか、見解を伺います。

4番目としては、公園の整備について。海岸のげんき君パーク北側、荊金側公園の整備についてです。この質問は、過去にも何度か行っています。

今、町には親子で楽しめる公園は、げんき君パークと荊金側の公園しかありません。

長生村には尼ヶ台公園が総合公園として整備されており、水辺には冬鳥が飛来し、芝生の広場では高齢者から親子連れまでそれぞれ楽しんでいます。公園の周りは木のチップのようなものが敷き詰められており、ウォーキングしやすいよう配慮されています。春の桜の時期にはライトアップされたり、遊具等も新設されたり、本当に地域の住民が集い、楽しめる公園になっており、近隣の自治体の方々も含め平日も来ていますが、土日は広い駐車場がいっぱいになっています。

ここと比較をするわけではありませんが、町のげんき君パークは、遊具が1つ壊れると撤去して、そのままになっています。また、荊金側は釣りをする方が増えていて、土日は多く

の家族連れ等にぎわっており、最近は浮橋の北側のヨシをかき分けて釣りをしていました。そして、サーファーも来ています。草刈りは定期的実施されていますが、こちらも遊具が使用できなくなっていますし、シャワーはとても古くなっており、排水されなため使用後はしばらく水がたまっています。今は下に板を敷いてありますが、利用しにくい状況は続いています。このように、せつかくの施設がありながら整備が進んでいません。県が予算を出さないというのは分かりますが、公園整備を今後どのように進めるのか伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員のご質問にお答えします。

まず、マイナ保険証についてでございます。

本町のマイナ保険証の登録者数は、令和6年9月末時点において、国民健康保険が1,796人、62.9%で、後期高齢者医療保険が1,475人、60.9%となっております。利用状況につきましては、国民健康保険が740件、18.6%、後期高齢者医療保険が501件、9.49%となっております。

資格情報のお知らせにつきましては、マイナンバーカードにマイナ保険証をひもづけている方へ交付いたします。国民健康保険以外の被用者保険に加入の方には既に送付されているようですが、国民健康保険に加入されている方につきましては、現行の保険証の有効期限が令和7年7月31日までとなっておりますので、令和7年7月の有効期限が切れる前の発送の予定をしております。

次に、国民健康保険税の軽減についてでございます。

国民健康保険税の軽減についてですが、ご承知のとおり、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的に、令和4年度から国の税制度に沿って、未就学児に係る均等割額の5割を軽減しており、現在、対象人数50名、48万4,300円の軽減を実施しているところであります。

対象年齢を拡大した場合、他の保険者、被保険者や町の負担とすることになっており、また県内においても保険料水準の統一に向けた取組を協議していることから、慎重に検討していくことが必要と考えます。

次のご質問、教育問題については教育長よりお答えいたします。

次に、公園の整備についてでございます。

げんき君パーク、北側公園の整備について、自然公園の関係については、以前にもご質問

いただいているところでありますが、荊金・古所地区の海岸部にあります白子自然公園施設は、県立九十九里自然公園内の県所有施設であり、現在、白子町は指定管理者として指定を受けて管理運営を行っているところであります。あくまでも千葉県が設置し、白子町が管理という大前提があり、それを踏まえてお答えさせていただきます。

指定管理者が管理を行う範囲は、現行施設及び施設の管理運営業務全般であり、施設整備については、おおむね10万円を超えない範囲で修復、修繕となっており、整備等については要望または協議により、具体的に県が行うものとなっております。

自然公園の設置から約30年が経過し、荊金・古所の両地区に設置されている公衆便所や遊具において、塩害による腐食の影響や経年劣化による故障など、利用者の方に不便をおかけしている現状も多く見られるところになってきていることについても把握しております。町はその都度、指定管理者として県に報告後、委託費内から捻出し、安全かつ快適に利用できるよう、その管理に努めております。

今年度は、緊急修繕箇所も多く、委託費内では対応できない部分が多数出てきております。施設の利便性向上の検討を千葉県と協議し、修繕要望についても継続して行ってまいります。

次に、教育長のほうから答弁いただきます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 教材費の軽減について、どのような考えがあるかということで、市川議員のご質問にお答えさせていただきます。

教材費の購入につきましては、白子町では小学校で年間約1万円、中学校で約2万5,000円程度の保護者負担をいただいておりますが、年度当初、補助教材利用の申請が教育委員会にも提出されますので、万が一高額な場合におきましては、その教育的な効果がどのような形で現れるのかといったようなことも確認することをしております。

また、補助教材の取扱いにつきましては、文部科学省からの通知では、保護者の負担が過重にならないものになるよう留意することと示されておりました、白子町でも家庭の負担が重くならないよう努めているところであり、今後も家庭の負担重に配慮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、一問ずつ再質問をさせていただきます。

まず、マイナ保険証の問題なんですけど、マイナ保険証を利用することでカードリーダーが

認証しなかったり、その場合の対応など、思わぬ事態が発生するわけです。今、お医者さんに行きますと、とても風邪を引いている方、たくさん見えています。そういう中で、先日、私もたまたま内科に行ったのですが、若いお母さんが具合の悪いお子さんを抱っこして来院していました。そして、その子供さんを抱っこしながら、かばんの中からマイナ保険証を出して、そしてそれをカードリーダーに入れて、顔認証にするのか暗証番号にするのかということで、本当に大変そうだったなというふうに思いながら見ておりました。

カードリーダーが反応しなかった場合に必要とされる資格情報のお知らせ、国保の場合は健康保険証の有効期限が7月31日までであるということ、それから発送されるということなのですが、後期高齢者の方というのは、全部その中で保険証資格確認書は発送されるわけですが、資格情報のお知らせも、中には健康保険証を持ち歩いていない、マイナンバーカードだけを持って健康保険証を持ち歩いていない方もいらっしゃるんですね。そういう中で、健康保険証をそういう不測の事態のために併せて持って行ってくださいという連絡、あるいは健康保険証を持って歩かないのであれば、早めに資格情報のお知らせなどは対象となる方のところに送るべきではないかというふうに私は考えているんですが、そのことについてはどうなんでしょうか。

最初に言い忘れたんですけれども、再質問4点伺わせていただきます。

それから次が、高齢者施設では、入所者の介護保険証ですとか健康保険証を今までの事例ですと預かっております。それによって、入所者の状況に応じて医療機関を受診したりというふうにしているわけですが、やはりマイナ保険証は預かれない。暗証番号も管理しなきゃいけないわけですから、マイナ保険証は預かれないという施設もあるというふうには聞いているんですが、場合によっては、マイナ保険証で受診の場合は家族に対応してもらおう。預ける場合は資格確認書を準備してくださいという施設もあるということですが、これは町内の状況ですとか、それから町内の方々が利用するような近隣の施設の状況について、分かる範囲でお答えいただけたらというふうに思います。

それから、学校の修学旅行のことなんですが、前は健康保険証のコピーを持っていったように思いましたので、事前に教育委員会に確認したら、持ってきている生徒さんもいるが、病院は保険証がなくても対応可能ということで、その中で3割負担が10割負担で、後日還付になるというようなことでした。健康なお子さんでも、やはり思わぬ事故や熱が出たかという状況がないとは言えないわけです。そのときに、やはり10割負担の場合は大変だと思いますが、こういうときの対応というのはどのようにしていくのか伺いたいと思います。

それからもう一点が、マイナンバーカードは2016年1月1日から利用開始となって、その後、ポイントを付与したりして、そのときにカードをつくった人、結構たくさんいると思うんですが、5年の有効期限によって多くの方々が2025年頃が更新の時期を迎えるというふうに使われているわけです。期限が切れてしまうと保険証も使えなくなると思うんですが、これにはどのような対応をされるのか、4点伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 市川議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のカードリーダーとかが使えないときの対応としまして、今現在、国民健康保険でいえば来年度7月31日まで期限がございます。それを実際持っていただければ対応はできるんですけども、それを忘れてしまったとか、いろいろございます。今、本町におきましても、そのような周知体制が不十分なのかなということを感じておりますので、今後は、また周知を徹底しまして対応していきたいと思っております。

2点目の高齢者施設での対応ということだったと思うんですけども、現在使用しております紙の保険証につきましては、先ほども申し上げましたとおり、来年の7月までの有効期限となっております。

近隣の高齢者施設での現状ということですけども、現時点では、聞いたところによりますと、有効期限が切れるまでは今までどおり紙の保険証を預かり、現行の保険証の期限が切れる前に資格確認書等を町で発行してもらいまして、保険証と同様に資格確認書を預かる予定であると聞いております。

マイナンバーカードの管理方法につきましては国から示されておりますけれども、本人管理が基本ですが、入所契約や預り証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することもできると示されております。マイナンバーカードでの受診等が困難な高齢者や障害者等の要配慮者につきましては、マイナ保険証を持っていても申請すれば資格確認書を交付することができることとなりますので、そのように対応していただければと思っております。

3点目の修学旅行などでの対応ということだったと思うんですけども、児童生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でない場合には、マイナポータルに表示されております被保険者資格情報などをプリントアウトしたものや、また資格情報のお知らせの写しを提示する方法によりまして、修学旅行など行った先で医療を受けることができますので、そのように対応していただければと思っております。

4点目のマイナ保険証の有効期限切れ問題、いわゆる2025年問題と言われているものだと

思うんですけれども、マイナンバーカードと電子証明書の更新に係る通知につきましては、有効期限満了の3か月前に地方公共団体情報システム機構から直接、対象者の方へマイナンバーカードの通知が送付されております。

電子証明書の更新手続きにつきましては、送付されました有効期限通知書とマイナンバーカードを住民課の窓口へ持参していただき、手続きを行っていただいておりますのでございます。

更新期限を過ぎましても電子証明書の発行手続きは可能となっておりますけれども、更新手続きをしないとマイナンバーカードの電子証明書が利用できなくなり、医療機関でのマイナ保険証として使えなくなってしまいます。医療機関を受診できなくなるという事態を回避するための措置といたしましては、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れても、3か月を過ぎるまではマイナ保険証として引き続き利用が可能となっております。3か月を過ぎますとマイナ保険証は利用できなくなりますので、資格確認書を交付することとなります。

2025年は、全国で更新が必要な方は約2,800万人と言われております。白子町におきましても混雑が予想されておりますので、現在、専用窓口の設置や増員などスムーズな窓口対応を進められるように、課内でも検討してしているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

次にまた質問させていただきますが、1点目として、今は健康保険証が有効期限までは使用可能なので、2つ持っていれば問題はないというふうに思いますが、持っていないでカードリーダーがたまたま顔認証ができなかった場合、窓口で、そういう場合には資格申立書を書かなければいけない、あるいはスマホからの対応をしなければいけない。これは高齢者の方にとっては大変な状況だと思うんですが、そういうことをしなければ保険証として利用できなくなる。その場合に、そうしますと医療機関では10割負担になるのかどうか、その辺の確認ができていますのかどうか。

それから、2番目の問題として、75歳以上の後期高齢者には全員資格確認書が送られるということで、これは現行の健康保険証が切れても問題はないというふうに、施設側のことで問題ないと思うんですが、先ほど資格確認書も利用するというふうな答弁があったんですが、施設を利用する、あるいは入所の申込みをするというときに、施設側から、例えば75歳以上の人、後期高齢者は全員そうしたものが届きますが、そうではない方が入所する場合、やはり施設側のほうからマイナ保険証を預けることが不安であれば、資格確認書を取得する

ように伝えてもらおう、そういうような方法を考えないと、やはり管理などで施設にも負担がかかるのではないかと思うんですが、それについて伺います。

それから、あと小中学校の修学旅行の問題なんですが、具合が悪くなって受診できても10割負担になってしまうと、負担も重くなるし、持っていかなかった場合、還付の手続をするにも手間がかかるわけです。ですから、子供たちにもそういうときにスマホの画面から出すというのは、子供たちは持っていけばそれできると思うんですが、そうできない場合には、やはり対象となる生徒たちに資格確認書を、欲しいという方には資格確認書を出すようにすべきではないかと思うんですが、それをどうなのか伺います。

それから、有効期限が来た場合、3か月過ぎるまでは利用できるということなんですが、先ほど課長も言われましたように人数も大変多いので、本当に特別な態勢でやらないと、やはり窓口が本当に大変な状況にはなると思います。

それから、一人でも忘れることのないように、漏れ落ちがないようにするには、やはり町としても慎重に対応していかなければいけないと思うんですが、その辺の周知などをどのようにするのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 市川議員の再々質問にお答えいたします。

窓口などで高齢者の方が一定対応できない、10割の支払いになるのではないかとかというご質問だったかと思うんですけれども、まず機械のほうに関しましては施設のほうでしっかり対応していただければと思うんですけれども、例でいえば、施設とかでもしそういう方がいらっしゃったら、医療関係の機関から直接住民課のほうに問合せが来ます。問合せが来た人に関しましては資格情報などをお知らせしている状況です。対応できるのではないかと思うんですが、すみません、そこら辺がはっきりしないんですけれども、そういった状況です。

あと、75歳以上の方とか2点目、3点目、一緒になるかと思うんですけれども、資格確認書を全員に送ってはそのことなんですけれども、国民健康保険法第9条におきまして規定されておりますのが、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに、資格確認書を交付することとされております。被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく一律に資格確認書を交付することは認められないと国のほうから通知が来ていますので、白子町といたしましても国が示されている方針に従いまして、適切に対応を図っていきたいと思っております。

あと、4点目の窓口が大変な混雑、周知ということなんですけれども、来年の1月1日か

ら、どのくらい来るか、白子町も何百人という数だったかと思うんですけども、今承知していないんですけども、いずれにしましても、混乱のないようにいろいろと周知を図ったり、被保険者が切れ目なく必要な保険医療が受けられるように適切な対応を図っていきたいと、今のところ考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ただいま14番市川隆子君の一般質問中ではありますが、一旦中断し、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中断していた14番市川隆子君の一般質問を再開いたします。残り時間は26分であります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） では、中断しておりましたので、最後の要望の直前で中断されましたので、最後のマイナ保険証についての要望から始めさせていただきます。

マイナ保険証は、カードリーダーの不具合があった場合などの対応が大変になってきます。2種類持っていれば本当に大丈夫なわけですが、トラブルを避けるためにも、保険証の有効期限が切れる頃には後期高齢者と同じように、いろいろ法的な問題もあるのですが、資格確認書を送るほうがいいのではないかと私は考えています。このことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

それでは、国保税の軽減についてですが、国保はまず家族が多く、特に子供が多いほど均等割が高くなるという状況になっております。国保税のほかに、国民年金ですとか、県町民税、所得税などを合計しますと、こうしたものが所得に占める割合は、やはり3割とかになるのではないかというふうに推測されます。子供も10代になりますと、そうして2人か3人いれば食べ盛り、物価高騰も続いて、当然食費も膨らんでいきます。その上、学校での教育費、親の負担もやはり限界になってしまうのではないのでしょうか。

旧国保法では、国保は助け合いというふうになっておりますが、新国保法では、国保は社

会保障の一環とされています。国保制度は、国民皆保険としての最後のとりでとなります。ですから、自営業者などの方たちは国保に加入することになります。しかし、加入している保険が違っただけで保険料が大きく違ってきますので、子育て支援として、せめて18歳までの均等割を半額にできないか。今、町では18歳までに拡大した場合の予算はどのくらいになるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） ただいまの再質問のほうに回答させていただきます。

冒頭、町長のほうから申し上げたとおり、現行の未就学児の減免なんですけど、50名、48万4,300円、こちらのほうが現行の軽減額となっておりますが、仮に18歳まで拡大した場合ということですが、11月末、先般の状況で試算したところ、これが219名、219万6,750円の4倍程度の軽減額が見込まれております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 219万、約220万ぐらいというわけです。一宮町の、先ほど18歳までが半額になったということで申し上げましたが、国保の均等割軽減の議会質問などを調べておりましたら、その答弁の中に、令和8年度には国の制度改正によって軽減措置が行われていく予定というふうに議会答弁であったわけですが、町にもそのような情報は来ているのかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） お答えいたします。

私も確認をさせていただきました。県の保険指導課に確認しましたところ、国においては子ども・子育ての支援金制度創設に伴う医療保険者からの支援納付金の徴収について、18歳までの子供にかかる均等割の軽減は予定されているものの、現行の未就学児に対する軽減の拡大については聞いてはいないという回答でございました。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 子ども・子育て支援金のほうで対応するというのが、18歳までの分ということでもいいわけですね。多分、それで一宮町がそのことで答弁したのではないかと思っています。それで、実際、子ども・子育て支援金を利用して軽減を進めるところもあるというふうには聞いているわけですが、町として、そういったものも使いながら軽減

を進める、国がそうなれば進める、あるいは、国がそうする予定であれば、その前からそういうふうにするという方策はないのかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） お答えいたします。

それこそ町独自で行うこととなりますと、町長の冒頭の答弁のとおり、その軽減分につきまして、他の保険者からの徴収または町の公費負担ということにおいて賄う形となりまして、また、市川議員のほうもおっしゃっていましたが、県において第2期千葉県国民健康保険運営方針を令和6年3月に定めまして、将来的に被保険者の所得と世帯構成等が同じであれば、県内どこの市町村に住んでいても同じ保険料になるよといった保険料水準の統一を目指すこととしておりまして、国民健康保険連絡会議等において、その協議が始められたところがあります。

そういうことから、その拡大にあっては、町の健康保険運営協議会をはじめといたしまして、関係機関皆様と話し合うなど、慎重に検討していく必要があるのかなと考えております。以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

今、子供が非常に少なくなっているという中で、子供の医療費が無償化になったり、これが18歳までに拡大されました、以前に。そういうときに、子育て中の親は大変感謝していたわけです。学校でどんなけがをしてくるかも分からないし、急に熱が出たときに本当に助かるというふうに感謝をしていました。

現状での国保は法定軽減、それから未就学児への5割軽減なども実施していますが、国保は健康保険と違まして、均等割により子供の多い世帯ほど負担が多くなるわけです。こうした状況では、子育て支援から逆行していると思います。国保は社会保障制度ですから、未就学児だけではなく、これをさらに進めて、18歳までの均等割軽減を可能な限り進めてほしいということを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2番目の教材費の軽減なんですが、文科省では、最初の質問で数字を出しましたけれども、これは全国調査でしょうから金額は多くなっていますが、白子町では教材費の負担が1万円から2万円程度でしたか、というふうになっておりました。

そういう中で、睦沢町では教育の格差をなくすためとして、教材費の負担を少しでも軽減するために、いろいろ工夫をして取り組んでいるということを知っていますが、教育委員会

として、このような事例を調べているのかどうか、取組が分かれば伺いたいと思います。

それから、そういう中で副読本については、町では学校で準備をしているということなんですが、ほかに個人で購入しなくてもよいと考えられる教材はあるのか。それからまた、今後、負担軽減に向けて何か取組をされる予定があるのかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 市川議員のご質問にお答えします。

まず、睦沢町の事例は、私も調べさせていただきました。2つありました。1つは、紙の教材をなるべく保護者に購入してもらわないで、今、子供たちは1人1台端末のタブレットで勉強していますので、その中に入っているドリルを使っているということが1点です。

もう一点は、音楽の授業で、中学校ですけれども、アルトリコーダーを以前は保護者の負担で購入しておったということですが、町でギターを買って、アルトリコーダーの学習に代えて、クラシックギターを授業で使って学習するということが睦沢の事例の2つ目であります。こちらを調べさせていただきました。

2つ目は、個人が買わなくてもいいようなもの、どのようなものがあるかというところで、私もいろいろ学校の先生とかと話してみたんですけども、ピアノとかリコーダー、口をつけるものは再利用というのは難しいとは思いますが、小学生では楽器でカスタネットを今1人1個買っているのが現状なようです。そういうものは再利用できるものかなというふうに考えられます。また、美術科で絵具を使うときに、細かい水を入れるバケツだとか、パレットだとかというのがあります。そういうものは、年間何度も使うというものはないと思いますので、そのようなものを再利用できるのではないかなというふうに考えられます。

白子町の取組として、今現在考えられるものは、先ほどの睦沢町の事例とほぼかぶるんですけども、1つ目は、タブレット端末に入っている学習ドリル等を使って学習することです。こちらのドリル等は、町の負担でアプリケーションとして1台端末のほうに入れていますので、そちらのほうを利用して保護者の負担をなくす。ただ、学習においては書く動作というのは非常に大事だと思いますので、その辺のバランスは取りながらやっていければと思います。

もう一個は、先ほど申し上げましたけれども、教材のリサイクルです。カスタネットだったり、絵具だったり、そういうものを再利用できるものを学校に残してもらって、または購入も考えて、保護者の負担をできるだけ考えていければなというふうに思います。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

まず、睦沢町の事例を見ながらでも、白子町として独自に少しずつでもそうした教材費を減らす方向での取組をして、保護者負担を進めてほしいというふうに思いますが、1点、ピアノなんですけれども、今、ピアノは口をつけるものだから共用はできないということだ答弁があったわけですが、それは分かりました。

それで、ある自治体では、ピアノの購入をせずにミニキーボードで対応しているという事例もあるんですが、そういったものの取組というのはどうなんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 質問にお答えします。

私、そのピアノの代わりにミニキーボードというところは分からなかったもので、再度調べてみようと思います。

ただ、音楽科の授業で鍵盤を使ってやるというのは、多分、小学校の中では大事な音楽科の学習になると思います。ピアノだったり、オルガンだったりというのは台数が限られますので、一緒に授業をやるとすると、保護者に購入してもらおうピアノというのが今までの流れだったと思います。市川さんが言ってくれたミニキーボードというのは、一つのいい考えだと思いますので、調べさせていただいて検討したいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

子育て支援は金銭的な負担が大きいという声があるわけです。義務教育でも、教育費負担だけではなく、ほかにも多くの負担がかかるわけです。町長は、子育て支援には力を入れたいと常々言われているわけです。給料の引上げが物価高騰には追いつかないという今の状況の中で、子育てに頑張っている保護者への子育て支援として、また、町の未来を担う子供たちの健やかな成長のためにも、ぜひ工夫をしながらこの支援を取り組んでいていただきたいということを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

最後に、公園の整備なんですけど、先ほど来、県が県がというふうに言われているわけですが、今、町の公園は現状ではこの場所しかないわけです。げんき君パークは隠れた穴場の公園という書き込みもあり、ターザンロープが大好きだったので、撤去されて寂しいという声もありました。先日、剃金側の公園の公園を歩いておりましたら、高齢のご夫婦が「危険」

という貼り紙のあるブランコに、何ともなさそうなのに何が危ないのかと言いながら乗ろうとしていたので、お声をかけさせていただきました。サーファーも、シャワーのところから水をくんで使っているという状況です。

このままでは、本当の意味での自然公園として、広い芝生で犬を遊ばせたり、自分たちでボールなどを持ってきて遊ぶ、そういう公園になるのではないかと思います。今の町の状況として、ほかの場所に新たな公園の整備ができるのか伺います。

それから、白子荘の跡地の利用については、なかなか時間がかかりそうなんです、げんき君パーク、それから剃金側の公園、県がということではなく、どのように整備を進めていくのかというのをもう一度伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） まず、げんき君パークでターザンロープがなくなって寂しいという声、私どものほうにも届いております。県のほうにも伝えておるところでございます。それ以外の遊具につきましても、老朽化に、また海岸付近にあるものでさび等ございます。

現在、げんき君パークについているブランコ、それから、先ほど市川議員のおっしゃった剃金側のブランコについては、上の留め具部分、つり下がっている部分の一番上の部分ですが、あそこがどうしても動く部分になりますので、すり減り、大分危険な状態ということで、県に現在その金具部分から下の部分の交換について要望、最初は県のほうで危険であれば撤去するという話であったんですが、これぐらいの金額でできるのかということで、県に再要望いたしました。そこで、県もちょっと考えていただいているということで、前向きの回答をいただいております。ですので、今年度中にできるのかちょっと分かりませんが、できるだけそのブランコについては対応をしまいたいと思っております。

それから、シャワーの話でございますが、確かに水がたまってということで、使いにくいということは承知しております。ただ、あそこの自然公園の中で、U字溝の設置だとか、そういうことも県のほうにも以前お話したことがあるんですが、そこについてはまだ回答を全くいただけていない状況でありまして、排水問題、実際に町のほうで勝手に全てをやってしまうということではできませんので、改めて県のほうへお話をし、こういった形で話をしたいということで、県のほうにまたお話をしていきたいと。現在していないわけではなく、今回もブランコ話のときには当然しましたし、行っております。

あと、げんき君パークではなく、剃金側の公園につきましては、先般、ほんの数日前ですが、福祉課のほうからベンチを設置ということでいただきましたので、ベンチを剃金側に2

か所、それから古所側にも2か所設置させていただいております。

今後の剃金側またはげんき君パークの取扱いということでございますが、私どものほうでは県が県がというわけでもございませぬけれども、あくまでも県立のものでございまして、こっちでこうしてほしいという要望は出せますが、県のほうでの判断ということは、それは変わりませぬ。ですので、できるだけプッシュはしていきたいと存じております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これは計画とかそういうあれにはなっていないんですけれども、いずれにしても、小学校を統合しまして小学校の跡地が3つ出るわけです。ですから、その中の幾つかは、何か公園機能を持たせる格好でやったらいいんじゃないかと思っておるのと、それから場所的には、そこの国民体育館、それから公民館、あそこの跡地でございますよね。あそこもそういうような子供向けの公園か何かにしたらいいんじゃないかと、私、個人的には思っています。

いずれにしても、統合が始まらなないと、これはなかなかできないことなんですけれども、そういうのを含めて、やっぱり公園機能は絶対必要ですから、そのつもりではおりますので、ご協力をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

時間が少なくなってきましたので、学校の統合の問題と公園と、私も関わり分からないんですけれども、今、町には広い場所があまりないということもありますので、白子荘の跡地がどうなるのか、それによってもまた変わってくるのではないかなと思うんですが、いずれにしても、今の状態では、げんき君パークにしても、剃金側の公園にしましても、県が予算をつけないからとそのままにしていたら、だんだんと人が来なくなってしまうわけです。ですから、若い家族が来るようにするためには、家を用意するだけではないというふうに思うんですよ。学校の問題であったり、それからスーパーがあつたりと、いろんな条件が重なってくるのではないかと思います。そして、その条件の中の一つには、家族で集える公園というものも絶対にもう必要になるのではないかなと思うわけです。

一宮町では、オリンピック効果もあるのではないかと思います。昔からサーファーが来ておりました。そして、国民宿舎を壊しまして、その跡地にはやはりシャワーとかトイレとかの施設を整備してあるわけです。一宮町では、そのサーファー効果もあるのか、若い世代

の方々が移り住んで、子供たちも多くなっているという状況にはなっているわけです。

ですから、町としても、こうしたいろいろな若い方々が移り住んできていい、それから遊びに来られる、そういういろんな施設の整備を視野に入れながら、今後進めていかなければいけないのではないかと思います。

白子荘の跡地利用や、それからほかの公園機能がどうなるのか。それで時間がかかるということであれば、この2つの公園、今ある2つの海岸の公園を少しでも整備して、サーフィンや遊具遊び、散歩、釣りなど、それぞれの目的で楽しく利用できるように、そして多くの方が訪れてもらえるようにしたほうがいいのではないかと思いますので、このことを要望しまして質問を終わらせていただきます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 次に、日程第2、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてないし日程第7、議案第6号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、今議会に提案いたしました各議案について説明いたします。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について。

詳細は総務課長より内容説明をいたします。

次に、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について。

こちらも詳細は総務課長より内容説明いたします。

続いて、議案第3号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

こちらも詳細は総務課長より内容説明いたします。

続いて、議案第4号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例の制定について。

こちらも詳細は総務課長より内容説明いたします。

続いて、議案第5号 白子町重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

詳細は健康福祉課長より内容説明いたします。

続いて、議案第6号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

詳細は住民課長より内容説明いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号ないし議案第4号の内容説明について、総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） それでは、議案第1号の内容説明をいたします。

提出議案書の8ページをお開き願います。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について。

物損事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日提出。白子町長、石井和芳。

記載の内容についてでございますけれども、まず1点目、損害賠償及び和解の相手方でございますけれども、白子町在住の方でございます。

2点目、損害賠償の額でありますけれども、金額で10万210円となります。

3点目、和解の内容ですけれども、損害賠償の額を上記のとおりとし10万210円とし、示談成立後は一切異議申立て請求を行わないという内容でございます。

4点目、損害賠償の原因でございますけれども、役場敷地内で草刈り作業中、飛び石によりまして、駐車場に駐車していた車両のリアガラスを損壊した物損事故でございます。この車両というのは乗用車でございます。

議案第1号の内容説明は以上でございます。

続いて、議案第2号の内容説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、提出議案の説明資料の2ページをお願いいたします。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について。

内容ですけれども、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体であります布施学校組合が来年の3月31日をもって解散することにより、組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、組合同規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日を予定しております。

続いて、議案第3号の内容説明をさせていただきます。

こちら提出議案説明資料の2ページをご覧くださいと思います。

議案第3号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてですけれども、内容につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び千葉県人事委員会の給与改定等に関する勧告あるいは報告に基づきまして、本町の一般職の職員の給与改定を行うため、所要の条例改正を行うものでございます。

改正の概要ですけれども、そちらに記載のとおりでございます。第1条関係ということで、まず行政職の給料表、こちらを改定いたします。引上げによる改定でございます。平均の改定率では、各職階級がございますけれども、平均で3.6%の上昇ということの予定をしております。

続きまして、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正ということで、期末手当、勤勉手当、それぞれご覧のとおりでございますけれども、合わせまして0.1か月分の上昇をする改定ということで予定しております。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。

第2条関係ですけれども、こちらにつきましても期末手当の支給月数の上昇ということの改定になりまして、ご覧のように1.7月から1.75月ということで、0.05月分の上昇と改定を予定しております。

第3条関係といたしましては、パートタイム、会計年度任用職員の同じく期末手当の支給月数の改正ということで、こちらにつきましても細かい数字ですけれども、0.05月分の上昇ということをご予定しております。

施行期日につきましては、この条例の公布の日となりますけれども、適用期日に関しましては、給料表のベースアップ、平均改定率、先ほど3.6%上昇と申し上げましたけれども、こちらにつきましては、令和6年4月1日が適用になります。

それから、期末手当等の上昇につきましては、0.1月分あるいは0.05月分でございますけれども、こちらにつきましては令和6年12月1日が適用期日ということになります。

議案第3号の内容については以上でございます。

続きまして、議案第4号の内容説明をいたします。

同じく提出議案説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

議案第4号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですけれども、こちらは先ほどの一般職の改定と同様でございます。国及び千葉県の給与改定の内容に準じまして、特別職の職員の期末手当支給月数の引上げを行うため所要の改正を行うということでございます。

いわゆる一般職の上昇と同じように、0.1月分の上昇改定を行うということになりまして、数字としてはご覧のとおりでございます。

こちらの施行期日につきましては、一般職の条例改正と同様で、公布の日から施行されますけれども、適用期日については令和6年12月1日ということになります。

なお、議案第2号、先ほどの組合組織の協議、それから、ただいまの議案第4号、特別職の給与改定条例につきましては、新旧対照表が皆様のお手許に添付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で議案第1号から第4号の内容説明を終了いたします。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第5号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、議案第5号 白子町重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴いまして所要の改正を行うものであります。

4ページをお開きください。

改正の概要でございますが、健康保険等の被保険者証が原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されることに伴い、従来の健康保険証を被保険者としての資格確認に用いるとした規定を、資格確認には健康保険証を用いるのではなく、医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示、その他の方法により、被保険者、組合員、加入者または被扶養者であることの確認を受けるとした規定に改定するものでございます。

この条例の施行期日は、本年の12月2日からでございます。

なお、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上、議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第6号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第6号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提案議案説明資料の4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

改正概要につきましては、健康保険等の被保険者証が原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されることに伴い、健康保険証を被保険者としての資格確認に用いる規定及び健康保険証の記載事項に変更が生じたことによるものです。

なお、改正条文につきましては、新旧対照表を併せて添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 私は、議案第4号について反対の立場から討論します。

今、町民の暮らしを考えますと、物価高騰が続いており、賃金や年金がこれに追いつかない状況です。食料品の値上げ品目もまだ増えています。また、この物価高騰により、消費量

が落ちれば地域経済にも影響が出ますし、いろいろな原材料費や燃料代も高い状態が続いています。

こうした状況の中での値上げは、町民の感情から見ても理解を得られないと思いますので、議案第4号には反対します。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第8、議案第7号 令和6年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算についてないし日程第12、議案第11号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き、提案いたします議案について説明いたします。

議案第7号 令和6年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について。

詳細は企画財政課長より内容説明をいたします。

次に、議案第8号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について。

詳細は住民課長より内容説明いたします。

続いて、議案第9号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について。

詳細は健康福祉課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第10号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について。

詳細は環境課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第11号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について。

詳細はガス事業所長より内容説明をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第7号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） それでは、提出議案の内容説明をさせていただきます。

議案第7号 令和6年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,974万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億3,135万4,000円とするものです。

初めに、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

なお、先ほど可決成立しました給与条例等の改正に伴う人件費の増減についての説明は省略させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

2款総務費、1項6目の企画費は、ふるさと納税報償1,600万円、企業版ふるさと納税推進のための運営事務代行業務委託料140万円は、増収見込み等により、それぞれ追加するものです。

地域活性化企業人負担金140万円の減額は、商工費への組替えによるものです。

12ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費は、会計年度任用職員給料131万9,000円を追加するものです。

15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、報酬改正に伴う障害者自立支援給付費1,400万円、障害児給付金500万円を追加するものです。

16ページをお願いします。

4目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金162万4,000円を追加するものです。

5目介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金470万2,000円を追加するものです。

18ページをお願いします。

2項2目児童福祉施設費は、会計年度任用職員給料633万3,000円、3保育所の修繕料115万円を追加するものです。

3目児童措置費は、制度改正に伴う児童手当費4,048万円、子ども医療給付費270万円を追加するものです。

21ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項2目コミュニティ・プラント処理費は、コミュニティ・プラント事業特別会計繰出金319万8,000円を追加するものです。

24ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項5目農地費は、維持管理組合による排水路整備実施に伴う農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金200万円を追加するものです。

26ページをお願いします。

6款商工費、1項3目観光費は、DMO推進のため、地域活性化企業人負担金140万円を追加するものです。

30ページをお願いします。

9款教育費、2項1目学校管理費は、小学校施設整備工事費140万円を追加するものです。以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページにお戻りください。

15款国庫支出金、1項1目の民生費国庫負担金は、障害児施設給付費等国庫負担金250万円及び障害者自立支援事業費負担金700万円、児童手当国庫負担金1,165万8,000円を追加するものです。

16款県支出金、1項1目の民生費県負担金は、障害児施設給付費等県負担金125万円及び障害者自立支援事業費負担金350万円を追加するものです。

20款繰越金、1項1目の繰越金は1億1,393万7,000円を追加し、財源不足を賄うものです。以上が歳入の主なものでございます。

なお、35ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第8号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第8号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ15億8,522万8,000円とするものです。

歳出よりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費162万4,000円の増額は、給与改定に伴う人件費の増額によるものです。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金162万4,000円の増額は、職員給与費等繰入金によるものです。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で国民健康保険事業特別会計第3回補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第9号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、議案第9号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,986万8,000円を増額し、総額を14億1,100万2,000円とするものです。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費110万5,000円を増額補正です。こちらは、人事院勧告による増及び時間外手当の増に伴う人件費の増であります。

続きまして、9ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費2,000万円の増額補正です。こちらは居宅介護サービス給付費の増であります。

続いて、2目介護予防サービス給付費400万円の増額補正です。こちらは介護予防サービス給付費の増でございます。

続いて、4目居宅介護・介護予防福祉用具購入費及び住宅改修費600万円の増額補正です。こちらは、居宅介護・介護予防福祉用具購入費及び住宅改修費の増でございます。

10ページをお開きください。

6目介護予防サービス計画給付費600万円の増額補正です。こちらは介護予防サービス計画給付費の増であります。

続いて、8目高額介護サービス等費357万4,000円の増額補正です。こちらは高額介護サービス等費の増でございます。

11ページをご覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金11万円の減額補正でございますが、こちらは令和5年度介護事業費補助金の精算に伴う返還金による減額補正になります。

次に、12ページをご覧ください。

2項繰出金、1目一般会計繰出金9万9,000円の増額補正であります。こちらは一般会計からの介護給付費繰出金の返還分による増額補正でございます。

以上、令和6年度介護保険事業特別会計第2回補正予算の説明といたします。

なお、13ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第10号の内容説明について、環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） 議案第10号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ319万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,485万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費28万4,000円は、会計年度任用職員の人件費の増額によるものです。

続きまして、次の8ページをお願いいたします。

2項1目維持管理費291万4,000円は、クリーンセンター施設の緊急対応修繕が発生したため、修繕料の増加となるものです。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金319万8,000円は、総務費の増額に伴う繰入金の増額をするものです。

また、先ほども説明がありましたが、一般会計歳出補正予算書繰出金にて同額を計上して

おりますことを申し添えます。

なお、9ページから給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上で白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第11号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第11号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算については、人事院勧告に基づく給与改定のみに係る補正予定額を計上しており、収入においての変更はございません。

第2条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

第1款ガス事業費用、補正額79万3,000円の増額により、3億38万7,000円とするものです。

次に、第3条として、資本的収入及び支出においても資本的支出のみの予定額を補正するもので、第1款資本的支出、第1項建設改良費から給与改定に伴い26万3,000円の増額を予定し、資本的支出の総額を9,929万4,000円とするものです。

なお、支出の増額により資本的収支不足額7,929万3,000円が生じますが、補填財源を過年度分損益勘定留保資金より1,899万円、当年度分損益勘定留保資金より5,504万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額より526万3,000円として補填財源を改めるものです。

次に、第4条では、流用禁止項目として、給与改定に伴い生じた職員給与費の増額分105万6,000円を反映し、5,324万2,000円に改めるものです。

続きまして、2ページの実施計画をお開き願います。

支出でございますが、2項供給販売費では、1目給料から4目法定福利費及び人件費をほかの予算科目に振り替えるため生じる25目労務費控除項目等、給与改定に伴う影響額で41万5,000円を増額し、1億3,770万1,000円とするものであります。

続いて、3項一般管理費からも2目給料から5目法定福利費まで36万7,000円を増額し、3,399万7,000円とするものであります。

4項営業雑費用では、受注工事原価、担当職員の労務費振替額を1万1,000円増額し、783万8,000円とするものです。

次に、3ページの資本的収入及び支出になります。

支出におきまして、1項建設改良費、1目導管では、導管担当職員に係る給与改定に伴い

生じた人件費を収益的収支から労務費振替額として26万3,000円を増額し、7,739万8,000円とするものです。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

ガス事業の経営状況を表す予定損益計算書は、税抜き表示になります。

収益には変更がなく、費用において給与改定における影響額79万3,000円が増加したため、7ページの下から3段目、当年度純利益422万6,000円を予定するものでありますが、前年度繰越欠損金が生じており、欠損金の解消に向けて当年度純利益の全額を埋めることで、最下段の当年度未処理欠損金の残高を671万3,582円と予定するものです。

ほかに、4ページ、5ページに給与費明細書、8、9ページには財政状況を表す予定貸借対照表、11ページに資金の流れを表す予定キャッシュフロー計算書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で令和6年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時25分といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第7号 令和6年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 33ページの給食施設費のことでちょっと聞きたいんですが、今日センター所長がいないもので、教育長でいいですかね。

今朝、私の知人から、9月から給食費が無償になって、4月から7月分の給食費の返還金が30円あると。今月の12月26日に30円を返金するというような手紙が来たそうです。その30円返金するのに110円の手数料がかかりますが、この辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 私のほうでも詳しいことは分からないので、またその辺につきましては、三橋所長のほうが、また職場のほうに復帰しましたら確認させていただきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。申し訳ありません。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） この辺の考え方なんですが、多分30円の返金は間違いがないと思いますが、せっかく9月から給食費を無償化にして、今、保護者なんか大変混乱しており、無償にしてもらったからこそ、余計町に負担をかけたくないということで連絡が来たんですよ。30円を返すのに110円の手数料というのは、この辺もうちょっと考えていただければと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） この辺については、もう一度確認させていただければというふうに思っております。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

12番 大多和正之君。

○12番(大多和正之君) 今回の補正予算で319万繰り出して、総額で7,100万余り繰り出しています。1億1,400万の事業に7,100万繰り出すということは、6割以上を一般会計から繰り入れているということですが、町長にも以前にもこの質問を何回もしていますよね、私。町長は、今年度中に料金改定とかいろいろ考えているというお話でしたが、今の進捗状況はどうなっているか伺います。

○議長(梅澤哲夫君) 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長(金坂潤一君) ただいまの質問にお答えします。

料金につきましては、今年度、運営委員会のほうを開催いたしまして、事務局側の原案は示させてもらっております。

ただ、運営委員会で意見のほうがまとまらなかったのが、まず現状でございます。

料金改定の基本的な考え方、繰出金の適正な金額等々につきまして、我々はもちろん勉強不足のところもありありまして、来年の1月に総務省から専門的な方をアドバイザーとして派遣していただきまして、そこで再度、料金の改定についての意見をいただきまして、改めて具体的に金額を示せばなということ考えております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 今年度も、もう来月で3か月になりますよね。何回、会議、運営委員会を開いたか分かりませんが、今後の予定でいいますと、来年の1月か2月の専門家を呼んで会議を開くと。そうしたら、今年度中には結論は出ませんよね。どんどん先延ばしして、このままでいいんですか、町長。この辺の考えを伺います、町長に。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 運営委員会でまだ結論が出ていませんが、できるだけ早く結論を出すようなつもりでおります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） この問題は、もう昔から言われている問題ですよ。

町長の任期も、さっき皆さんから言われているように残り半年なので、町長の任期中に次の道筋をちゃんと立ててもらわないといけないと思うので、今後の考えを伺います、町長。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 任期とかいろいろご心配いただいて、本当にありがとうございます。

そういう方向でやる予定でおりますので、これも相手のあることですから、できるだけ上げなければいけないというあれはあります。

ただ、住民の方の考えとか、そういうのもある程度考慮しなきゃいけない部分もありますので、そういう形で、できるだけ早く進めたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 相手のあることですので、ぜひとも、学校統合もさんざん説明会

とか4回も開かれていますよね。この辺で住民に、そろそろその辺をお知らせしていく時期に来ていると思うので、一日も早くそういうお知らせをお願いいたします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第13、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第14、発議案第2号 白子町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正についてを一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

11番今関勝巳君。

○11番（今関勝巳君） それでは、発議案第1号について説明申し上げます。

発議案第1号。

令和6年12月13日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、宗島理仁、今井滋則。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、この条例は、現在の条例第5条第2項に規定する期末手当の支給率を現行の年間4.5月分から0.1月分引上げを行い、年間4.6月分にしようとするものであります。

国においては法改正により、千葉県においては条例の改正により同様の引上げが行われますので、本町におきましても国及び県の動向を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

それでは、発議案第2号について説明申し上げます。

発議案第2号。

令和6年12月13日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、宗島理仁、今井滋則。

白子町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、本条例施行規程は、白子町議会の個人情報保護に関する条例の施行に関し必要な事項を定めたものですが、このたび個人情報保護に関する法律施行規

則の一部を改正する規則が令和6年12月2日に施行されたため、所要の改正を行うものです。

内容としまして、健康保険証とマイナンバーカードの一体化関係、運転免許証とマイナンバーカードの一体化関係に関わるものが主なものです。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、発議案第1号に対し反対の立場から討論します。

物価高騰が続く中で、町民の所得は実質減っています。こういう中で議員の期末手当が上がることは、町民の理解が得られないと思います。

先ほど採択された特別職、そしてこの発議案での議員分も、自分たちの給与や報酬などに関する議案は自分たちで提案する立場にあるわけですので、今の町民の暮らし、そして町民感情を考えた上での提案が必要ではないかと考えます。

以上のことから発議案第1号には反対します。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって令和6年第4回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時41分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員